

用途別消防用設備等早見表

この早見表は、消防法令及び千葉市火災予防条例により設置される消防用設備等について、用途別に必要となる消防用設備等を早見表としてまとめたものであること。

確認したい用途について、該当する早見表を参照すること。

用途一覧(各用途の項別をクリックすると該当の早見表にリンクします。)	
(1)項イ	〔劇場・映画館・演芸場・観覧場〕
(1)項ロ	〔公会堂・集会場〕
(2)項イ	〔キャバレー等〕
(2)項ロ	〔遊技場等〕
(2)項ハ	〔性風俗関連特殊営業店舗等〕
(2)項ニ	〔カラオケボックス等〕
(3)項イ	〔料理店等〕
(3)項ロ	〔飲食店〕
(4)項	〔百貨店・マーケットその他物品販売店舗・展示場〕
(5)項イ	〔旅館・ホテル・宿泊所等〕
(5)項ロ	〔共同住宅・寄宿舎・下宿等〕
(6)項イ(1)～(4)	〔病院・診療所・助産所等〕
(6)項ロ(1)～(5)	〔老人短期入所施設・老人ホーム・障害者支援施設等〕
(6)項ハ(1)～(5)	〔老人デイサービスセンター・保育所・放課後等デイサービス・共同生活援助を行う施設等〕
(6)項ニ	〔幼稚園・特別支援学校〕
(7)項	〔小学校・中学校・高等学校・大学・各種学校等〕
(8)項	〔図書館・博物館・美術館等〕
(9)項イ	〔公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場等〕
(9)項ロ	〔(9)項イ以外の公衆浴場〕
(10)項	〔車両の停車場・船舶又は航空機の発着場〕
(11)項	〔神社・寺院・教会等〕
(12)項イ	〔工場又は作業場〕
(12)項ロ	〔映画スタジオ又はテレビスタジオ〕
(13)項イ	〔自動車車庫又は駐車場〕
(13)項ロ	〔飛行機又は回転翼航空機の格納庫〕
(14)項	〔倉庫〕
(15)項	〔事務所等の前各項に該当しない事業場〕
(16)項イ	〔複合用途防火対象物のうち(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ部分を含むもの〕
(16)項ロ	〔複合用途防火対象物のうち(16)項イ以外のもの〕
(16の2)項	〔地下街〕
(16の3)項	〔準地下街〕
(17)項	〔重要文化財・重要有形民俗文化財等の建造物〕
(18)項	〔延長 50 メートル以上のアーケード〕

(1)項イ〔劇場・映画館・演芸場・観覧場〕

設 備 の 種 類	設 置 基 準				関係法令	
消 火 器 具	全て				令 10 条	
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの		則 6 条	
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの			
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所			
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所			
	火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所			条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上			則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所			条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 500 ㎡以上・〈耐火、準耐火+内装制限 1,000 ㎡以上〉・【耐火+内装制限 1,500 ㎡以上】〔注 1〕				令 11 条	
	地階・無窓階又は 4 階以上の階	床面積 100 ㎡以上・〈耐火、準耐火+内装制限 200 ㎡以上〉・【耐火+内装制限 300 ㎡以上】〔注 1〕				
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）				
	地階を除く階数が 5 以上				条例 34 条の 6	
スプリンクラー設備	床面積の合計 6,000 ㎡以上（平屋建ては除く。）				令 12 条	
	地階を除く階数が 11 以上					
	舞 台 部	地階、無窓階又は 4 階以上の階	床面積 300 ㎡以上	その他の階		床面積 500 ㎡以上
	地階・無窓階	床面積 1,000 ㎡以上				
	4 階以上 10 階以下の階	床面積 1,500 ㎡以上				
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）				
	地盤面からの高さが 31m を超える階					
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）			令 13 条	
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上（水噴霧・泡・不ガス・粉末）			
		その他	床面積 400 ㎡以上（水噴霧・泡・不ガス・粉末）			
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上（泡・不ガス・ハロゲン・粉末）			
		1 階	床面積 500 ㎡以上（泡・不ガス・ハロゲン・粉末）			
	駐車場の用に供する部分〔注 6〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上（水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末）			
		1 階	床面積 500 ㎡以上（水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末）			
		屋上	床面積 300 ㎡以上（水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末）			
	機械装置駐車	収容台数 10 台以上（水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末）				
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上（不ガス・ハロゲン・粉末）			条例 34 条の 8	
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 （不ガス・ハロゲン・粉末）				
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上（不ガス・ハロゲン・粉末）		令 13 条	
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上（不ガス・ハロゲン・粉末）			条例 34 条の 8	
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）				
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）			令 13 条	
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上（不ガス・ハロゲン）			条例 34 条の 8	
	屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び 2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上〔注 7〕			令 19 条
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による				令 20 条	
	敷地内に 2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）〔注 8〕			条例 34 条の 9	
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 300 ㎡以上				令 21 条	
	特定 1 階段等防火対象物〔注 9〕					
	階数が 11 以上	11 階以上の階				
	駐車場の用に供する部分のある階	〔注 6〕	地階・2 階以上の階	当該部分の床面積 200 ㎡以上		
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上			
指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上					

第7章 用途別消防用設備等早見表

ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上		令 21 条の 2
	温泉採取のための設備のあるもの 収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）			
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 300 ㎡以上	[注 10]	令 22 条
		契約電流容量が 50A を超えるもの [注 10]		
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 500 ㎡以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）			令 23 条
非 常 警 報 設 備 （非 常 ベ ル 等）	収容人員 50 人以上			令 24 条
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上（対象物全体に設置） [注 11]		
非 常 警 報 設 備 （放送設備 ＋非常ベル等）	収容人員 300 人以上			
	地階を除く階数が 11 以上			
	地階の階数が 3 以上			
避 難 器 具	2 階以上の階・地階	収容人員 50 人以上（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の 2 階を除く。）		令 25 条
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上 [注 12]		
	6 階以上の階	収容人員 30 人以上		条例 34 条の 12
誘 導 燈 誘 導 標 識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）			令 26 条
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20,000 ㎡以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・ 耐火建築物 15,000 ㎡以上 ・ 準耐火建築物 10,000 ㎡以上 ・ その他 5,000 ㎡以上 [注 13]	令 27 条
	高さが 31m を 超える建築物	延面積 25,000 ㎡以上（地階を除く。）		
排 煙 設 備	舞 台 部	床面積 500 ㎡以上		令 28 条
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 ㎡以上		令 28 条の 2
連 結 送 水 管	・ 地階を除く階数が 7 以上 ・ 地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 ㎡以上 ・ 道路の用に供される部分を有するもの			令 29 条
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場		条例 34 条の 14
非常コンセント設備	地階を除く階数が 11 以上		11 階以上の階	令 29 条の 2
	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上		条例 34 条の 15
総 合 操 作 盤	・ 延面積 50,000 ㎡以上 ・ 地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 ㎡以上 ・ 地階を除く階数が 5 以上 10 以下で、延面積 20,000 ㎡以上 ・ 地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上のもののうち [注 14] に該当するもの			則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自 動 消 火 装 置	・ 地階 ・ 高さ 31m を 超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上		条例 3 条の 4

注1 く>は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150㎡（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注3 規則第13条で定める部分を面積算定から除外する。

注4 規則第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

注5 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令13条にあつては屋上部分を含む。）。

注7 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

注8 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注9 令別表第1(1)項～(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途部分が、避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に存する防火対象物で、避難階以外の階から、避難階又は地上に直通する階段が1のもの。なお、屋外階段等を設ける場合は、この限りではない。

注10 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注11 地階及び無窓階の収容人員の合計が20人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注12 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注13 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000㎡以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000㎡、準耐火建築物にあつては10,000㎡、その他の建築物にあつては5,000㎡でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

注14 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(1)項口【公会堂・集会場】

設 備 の 種 類	設 置 基 準				関係法令	
消 火 器 具	延面積 150 ㎡以上				令 10 条	
	上記延面積未満のものうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの					
	地階・無窓階又は3 階以上の階		床面積 50 ㎡以上			
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの			則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの			
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所			
多量の火気		令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所				
火気使用場所		・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所			条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上			則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所			条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 500 ㎡以上・＜耐火、準耐火+内装制限 1,000 ㎡以上＞・【耐火+内装制限 1,500 ㎡以上】〔注 1〕				令 11 条	
	地階・無窓階又は 4 階以上の階	床面積 100 ㎡以上・＜耐火、準耐火+内装制限 200 ㎡以上＞・【耐火+内装制限 300 ㎡以上】〔注 1〕				
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）				
	地階を除く階数が 5 以上〔注 2〕				条例34条の6	
スプリンクラー設備	床面積の合計 6,000 ㎡以上（平屋建ては除く）〔注 3〕				令 12 条	
	地階を除く階数が 11 以上〔注 4〕					
	舞 台 部	地階、無窓階又は 4 階以上の階	床面積 300 ㎡以上	その他の階		床面積 500 ㎡以上
	地階・無窓階	床面積 1,000 ㎡以上				
	4 階以上 10 階以下の階	床面積 1,500 ㎡以上〔注 4〕				
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）				
地盤面からの高さが 31m を超える階〔注 5〕				条例34条の7		
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）			令 13 条	
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)			
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)			
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
	駐車のに供する部分〔注 6〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
	機械装置駐車		収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			条例34条の8	
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)				
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		令 13 条	
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			条例34条の8	
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）				
		指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）			令 13 条
		冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)			条例34条の8
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び 2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上〔注 7〕			令 19 条	
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による				令 20 条	
	敷地内に 2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）〔注 8〕			条例34条の9	
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 300 ㎡以上				令 21 条	
	特定 1 階段等防火対象物〔注 9〕					
	階数が 11 以上	11 階以上の階				
	駐車のに供する部分のある階〔注 6〕	地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上				
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上			

第7章 用途別消防用設備等早見表

	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上		
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上		令 21 条の 2
	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）		
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 300 ㎡以上	[注 10]	令 22 条
		契約電流容量が 50A を超えるもの	[注 10]	
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 500 ㎡以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）			令 23 条
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 50 人以上			令 24 条
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上（対象物全体に設置）		
非 常 警 報 設 備 (放送設備 ＋非常ベル等)	収容人員 300 人以上			
	地階を除く階数が 11 以上			
	地階の階数が 3 以上			
避 難 器 具	2 階以上の階・地階	収容人員 50 人以上（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の 2 階を除く。）		令 25 条
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上		
	6 階以上の階	収容人員 30 人以上		条例34条の12
誘 導 標 灯 識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）			令 26 条
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20,000 ㎡以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 ㎡以上 ・準耐火建築物 10,000 ㎡以上 ・その他 5,000 ㎡以上	令 27 条
	高さが 31m を 超える建築物	延面積 25,000 ㎡以上（地階を除く。）		
排 煙 設 備	舞 台 部	床面積 500 ㎡以上		令 28 条
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 ㎡以上		令 28 条の 2
連 結 送 水 管	・地階を除く階数が 7 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 ㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの			令 29 条
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場		条例34条の14
非常コンセント設備	地階を除く階数が 11 以上	11 階以上の階		令 29 条の 2
	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上		条例34条の15
総 合 操 作 盤	・延面積 50,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 5 以上 10 以下で、延面積 20,000 ㎡以上 ・地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上のもののうち [注 14] に該当するもの			則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自 動 消 火 装 置	・地階 ・高さ 31m を 超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上		条例3条の 4

注1 く>は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150 m²（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300 m²）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150 m²（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300 m²）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注3 規則第13条で定める部分を面積算定から除外する。

注4 規則第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

注5 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令13条にあつては屋上部分を含む。）。

注7 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

注8 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注9 令別表第1(1)項～(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途部分が、避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に存する防火対象物で、避難階以外の階から、避難階又は地上に直通する階段が1のもの。なお、屋外階段等を設ける場合は、この限りではない。

注10 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注11 地階及び無窓階の収容人員の合計が20人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注12 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注13 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000 m²以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000 m²、準耐火建築物にあつては10,000 m²、その他の建築物にあつては5,000 m²でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

注14 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(2)項イ【キャバレー等】

(2)項ロ【遊技場等】

(2)項ハ【性風俗関連特殊営業店舗等】

設備の種類	設置基準		関係法令
消火器具	全て		令10条
	付加設置	少量危険物 令10条のうち、危令別表第3の数量の5分の1以上で指定数量未満のもの	則6条
		指定可燃物 令10条のうち、危令別表第4の数量以上のもの	
		電気設備 令10条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所	
		多量の火気 令10条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所	
大型消火器	火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所	条例34条の4
	指定可燃物	令10条のうち、危令別表第4の数量の500倍以上	則7条
屋内消火栓設備	変電設備 発電設備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力1,000kw以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力500kw以上1,000kw未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力500kw以上1,000kw未満の発電設備のある場所	条例34条の5
	延面積700㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 1,400㎡以上>・【耐火+内装制限 2,100㎡以上】	〔注1〕	令11条
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積150㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 300㎡以上>・【耐火+内装制限 450㎡以上】	
	指定可燃物	危令別表第4の数量の750倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）	
スプリンクラー設備	地階を除く階数が5以上	〔注2〕	条例34条の6
	床面積の合計 6,000㎡以上（平屋建ては除く。）		令12条
	地階を除く階数が11以上		
	地階・無窓階又は4階以上10階以下の階	床面積 1,000㎡以上	
	指定可燃物	危令別表第4の数量の1,000倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）	条例34条の7
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が1,000㎡以上		
	地盤面からの高さが31mを超える階	〔注3〕	
	屋上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）	令13条
	道路の用に供する部分	屋上 床面積600㎡以上（水噴霧・泡・不ガス・粉末）	
		その他 床面積400㎡以上（水噴霧・泡・不ガス・粉末）	
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2階以上の階 床面積200㎡以上（泡・不ガス・ハロゲン・粉末）	
		1階 床面積500㎡以上（泡・不ガス・ハロゲン・粉末）	
	駐車のに供する部分〔注4〕	地階・2階以上の階 床面積200㎡以上（水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末）	
		1階 床面積500㎡以上（水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末）	
		屋上 床面積300㎡以上（水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末）	
	機械装置駐車	収容台数10台以上（水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末）	条例34条の8
		床面積 200㎡以上（不ガス・ハロゲン・粉末）	
	電気設備	・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力1,000kw以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力1,000kw以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが31mを超える階に存する電気設備のある場所 （不ガス・ハロゲン・粉末）	
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分	床面積 200㎡以上（不ガス・ハロゲン・粉末）	令13条
	通信機器室	床面積 500㎡以上（不ガス・ハロゲン・粉末）	条例34条の8
		地盤面からの高さが31mを超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）	
	指定可燃物	危令別表第4の数量の1,000倍以上（品名ごとに適応する消火設備）	令13条
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500㎡以上（不ガス・ハロゲン）	条例34条の8
屋外消火栓設備	1階及び2階の床面積の合計	耐火建築物9,000㎡以上・準耐火建築物6,000㎡以上・その他3,000㎡以上	〔注5〕 令19条
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による		令20条
	敷地内に2以上の建築物	同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）	〔注6〕 条例34条の9
自動火災報知設備	延面積 300㎡以上		令21条
	特定1階段等防火対象物	〔注7〕	
	地階・無窓階	床面積 100㎡以上	
	階数が11以上	11階以上の階	
	駐車のに供する部分のある階	〔注4〕 地階・2階以上の階 当該部分の床面積 200㎡以上	

第7章 用途別消防用設備等早見表

	道路の用に供する部分		屋上 床面積 600㎡以上、その他 床面積 400㎡以上		
	指定 可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上			
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上			令21条の2
	温泉採取のための設備のあるもの		収容人員1人以上（温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く。）		
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 300㎡以上 [注8]			令22条
		契約電流容量が50Aを超えるもの [注8]			
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 500㎡以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）				令23条
非 常 警 報 設 備 （非 常 ベ ル 等）	収容人員50人以上				令24条
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計20人以上（対象物全体に設置） [注9]			
非 常 警 報 設 備 （放送設備 ＋非常ベル等）	収容人員 300人以上				
	地階を除く階数が11以上				
	地階の階数が3以上				
避 難 器 具	2階以上の階・地階	収容人員50人以上（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く。）			令25条
	2階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上 [注10]			
	6階以上の階	収容人員30人以上			条例34条の12
誘 導 標 灯 識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）				令26条
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20,000㎡以上	1階及び2階床面積の合計	・耐火建築物 15,000㎡以上 ・準耐火建築物 10,000㎡以上 ・その他 5,000㎡以上 [注11]		令27条
	高さが31mを超える建築物	延面積 25,000㎡以上（地階を除く。）			
排 煙 設 備	地階・無窓階	床面積 1,000㎡以上			令28条
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700㎡以上			令28条の2
連 結 送 水 管	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 6,000㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの				令29条
	地階・無窓階	床面積 1,000㎡以上（1階及び2階を除く。）			
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場			条例34条の14
非常コンセント設備	地階を除く階数が11以上		11階以上の階		令29条の2
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上			条例34条の15
総 合 操 作 盤	・延面積 50,000㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延面積10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5以上10以下で、延面積20,000㎡以上 ・地階の床面積の合計が5,000㎡以上のもののうち〔注12〕に該当するもの				則12条 施行規程第4条の2
自 動 消 火 装 置	・地階 ・高さ31mを超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上			条例3条の4

注1 < >は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150 m²（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300 m²）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150 m²（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300 m²）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注3 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注4 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令13条にあつては屋上部分を含む。）。

注5 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

注6 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注7 令別表第1(1)項～(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途部分が、避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に存する防火対象物で、避難階以外の階から、避難階又は地上に直通する階段が1のもの。なお、屋外階段等を設ける場合は、この限りではない。

注8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注9 地階及び無窓階の収容人員の合計が20人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注10 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注11 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000 m²以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000 m²、準耐火建築物にあつては10,000 m²、その他の建築物にあつては5,000 m²でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

注12 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(2)項二【カラオケボックス等】

設 備 の 種 類	設 置 基 準			関係法令
消 火 器 具	全て			令 10 条
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの	則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの	
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所	
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所	
	火気使用場所	・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・ 可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所		条例 34 条の 4
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上	則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・ 不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・ 不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・ 油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・ 全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所	条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 700 ㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 1,400 ㎡以上>・【耐火+内装制限 2,100 ㎡以上】			〔注 1〕
	地階・無窓階又は 4 階以上の階	床面積 150 ㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 300 ㎡以上>・【耐火+内装制限 450 ㎡以上】		〔注 1〕
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）		令 11 条
	地階を除く階数が 5 以上			
スプリンクラー設備	床面積の合計 6,000 ㎡以上（平屋建ては除く。）			令 12 条
	地階を除く階数が 11 以上			
	地階・無窓階又は 4 階以上 10 階以下の階	床面積 1,000 ㎡以上		
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）		条例34条の7
	2 以上の階のうち、地階、無窓階又は 4 階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が 1,000 ㎡以上			
	地盤面からの高さが 31m を超える階			
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）		令 13 条
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)	
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)	
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
	駐車場の用に供する部分〔注 4〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
	機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8
		・ 油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・ 油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・ 全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・ 上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・ 地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 （不ガス・ハロゲン・粉末）		
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		令 13 条
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）		
指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）		令 13 条	
冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)		条例34条の8	
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び 2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上		〔注 5〕 令 19 条
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による			令 20 条
	敷地内に 2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）		〔注 6〕 条例34条の9
自 動 火 災 報 知 設 備	全て			令 21 条
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上		令 21 条の 2
	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）		
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 300 ㎡以上	〔注 7〕 令 22 条	

第7章 用途別消防用設備等早見表

	契約電流容量が50Aを超えるもの		[注7]	
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 500㎡以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）			令23条
非常警報設備 （非常ベル等）	収容人員50人以上			令24条
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計20人以上（対象物全体に設置）		
非常警報設備 （放送設備 ＋非常ベル等）	収容人員 300人以上			
	地階を除く階数が11以上			
	地階の階数が3以上			
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員50人以上（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く。）		令25条
	2階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上		[注9]
	6階以上の階	収容人員30人以上		条例34条の12
誘導標識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）			令26条
消防用水	敷地面積が20,000㎡以上	1階及び2階床面積の合計	・耐火建築物 15,000㎡以上 ・準耐火建築物 10,000㎡以上 ・その他 5,000㎡以上	[注10] 令27条
	高さが31mを超える建築物	延面積 25,000㎡以上（地階を除く。）		
排煙設備	地階・無窓階	床面積 1,000㎡以上		令28条
連結散水設備	地 階	床面積の合計 700㎡以上		令28条の2
連結送水管	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 6,000㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの			令29条
	地階・無窓階	床面積 1,000㎡以上（1階及び2階を除く。）		条例34条の14
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場		
非常コンセント設備	地階を除く階数が11以上	11階以上の階		令29条の2
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上		条例34条の15
総合操作盤	・延面積 50,000㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延面積10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5以上10以下で、延面積20,000㎡以上 ・地階の床面積の合計が5,000㎡以上のもののうち [注11] に該当するもの			則12条 施行規程第4条の2
自動消火装置	・地階 ・高さ31mを超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上		条例3条の4

注1 くは、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150㎡（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注3 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注4 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く。

注5 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

注6 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注8 地階及び無窓階の収容人員の合計が20人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注9 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注10 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000㎡以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000㎡、準耐火建築物にあつては10,000㎡、その他の建築物にあつては5,000㎡でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

注11 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(3)項イ【料理店等】 (3)項ロ【飲食店】

設 備 の 種 類		設 置 基 準				関係法令			
消 火 器 具	火を使用する設備・器具を設けたもの		全て〔注1〕		左記以外	延面積 150 ㎡以上	令 10 条		
	上記延面積未満のもののうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの								
	地階・無窓階又は3階以上の階		火を使用する設備・器具を設けたもの		全て〔注1〕	左記以外	床面積 50 ㎡以上	則 6 条	
	付加設置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの						
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの						
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所						
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所						
火気使用場所		・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所					条例 34 条の 4		
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物		令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上					則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備		・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所					条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 700 ㎡以上・〈耐火、準耐火+内装制限 1,400 ㎡以上〉・【耐火+内装制限 2,100 ㎡以上】		〔注 2〕					令 11 条	
	地階・無窓階又は4階以上の階		床面積 150 ㎡以上・〈耐火、準耐火+内装制限 300 ㎡以上〉・【耐火+内装制限 450 ㎡以上】						〔注 2〕
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）						
	地階を除く階数が 5 以上		〔注 3〕					条例34条の6	
スプリンクラー設備	床面積の合計 6,000 ㎡以上（平屋建ては除く。）		〔注 4〕					令 12 条	
	地階を除く階数が 11 以上		〔注 5〕						
	地階・無窓階	床面積 1,000 ㎡以上							
	4 階以上 10 階以下の階	床面積 1,500 ㎡以上					〔注 5〕		
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）					条例34条の7	
	2 以上の階のうち、地階、無窓階又は 4 階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が 1,500 ㎡以上（(3)項ロのみ）								
	地盤面からの高さが 31m を超える階		〔注 6〕						
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）						令 13 条	
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)						
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)						
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)						
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)						
	駐車のに供する部分〔注 7〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)						
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)						
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)						
		機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)						
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)						条例34条の8	
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)							
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)					令 13 条	
屋 外 消 火 栓 設 備	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)					条例34条の8		
	地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）								
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）					令 13 条	
	冷凍室又は冷蔵室		床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)					条例34条の8	
1 階及び2 階の床面積の合計		耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上					〔注 8〕 令 19 条		
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による						令 20 条		
	敷地内に2以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）					〔注 9〕 条例34条の9		
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 300 ㎡以上						令 21 条		
	特定 1 階段等防火対象物							〔注 10〕	
	地階・無窓階	床面積 100 ㎡以上		階数が 11 以上		11 階以上の階			
	駐車のに供する部分のある階		〔注 7〕		地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上				
	道路の用に供する部分		屋上 床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上						

第7章 用途別消防用設備等早見表

	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上			
ガス漏れ火災警報設備	地階	床面積の合計 1,000 ㎡以上		令21条の2	
	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員1人以上（温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く。）			
漏電火災警報器	ラスモルタルを使用	延面積 300 ㎡以上	[注11]	令22条	
		契約電流容量が50Aを超えるもの	[注11]		
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 1,000 ㎡以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）			令23条	
非常警報設備 （非常ベル等）	収容人員50人以上			令24条	
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計20人以上（対象物全体に設置）			[注12]
非常警報設備 （放送設備 ＋非常ベル等）	収容人員 300人以上				
	地階を除く階数が11以上				
	地階の階数が3以上				
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員50人以上（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く。）		令25条	
	2階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上			[注13]
	6階以上の階	収容人員30人以上			条例34条の12
誘導標識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）			令26条	
消防用水	敷地面積が20,000 ㎡以上	1階及び2階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 ㎡以上 ・準耐火建築物 10,000 ㎡以上 ・その他 5,000 ㎡以上	令27条	
	高さが31mを超える建築物	延面積 25,000 ㎡以上（地階を除く。）			[注14]
連結散水設備	地階	床面積の合計 700 ㎡以上		令28条の2	
連結送水管	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 6,000 ㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの			令29条	
	屋上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場		条例34条の14	
非常コンセント設備	地階を除く階数が11以上	11階以上の階		令29条の2	
	地階	床面積の合計 1,000 ㎡以上		条例34条の15	
総合操作盤	・延面積 50,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延面積10,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が5以上10以下で、延面積20,000 ㎡以上 ・地階の床面積の合計が5,000 ㎡以上のもののうち〔注15〕に該当するもの			則12条 施行規程第4条の2	
自動消火装置	・地階 ・高さ31mを超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上		条例3条の4	

注1 規則第5条の2で定める防火上有効な措置（調理油過熱防止装置、自動消火装置など）が講じられたものを除く。

注2 く>は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注3 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150 m²（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300 m²）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150 m²（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300 m²）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注4 規則第13条で定める部分を面積算定から除外する。

注5 規則第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

注6 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注7 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令13条にあつては屋上部分を含む。）。

注8 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

注9 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注10 令別表第1(1)項～(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途部分が、避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に存する防火対象物で、避難階以外の階から、避難階又は地上に直通する階段が1のもの。なお、屋外階段等を設ける場合は、この限りではない。

注11 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注12 地階及び無窓階の収容人員の合計が20人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注13 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注14 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000 m²以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000 m²、準耐火建築物にあつては10,000 m²、その他の建築物にあつては5,000 m²でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

注15 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(4)項【百貨店・マーケットその他物品販売店舗・展示場】

設 備 の 種 類	設 置 基 準		関係法令			
消 火 器 具	延面積 150 ㎡以上		令 10 条			
	上記延面積未満のものうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの					
	地階・無窓階又は3階以上の階	床面積 50 ㎡以上				
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの	則 6 条		
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの			
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所			
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所			
火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所		条例 34 条の 4			
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上	則 7 条			
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所	条例 34 条の 5			
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 700 ㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 1,400 ㎡以上>・【耐火+内装制限 2,100 ㎡以上】	〔注 1〕		令 11 条		
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150 ㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 300 ㎡以上>・【耐火+内装制限 450 ㎡以上】	〔注 1〕			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）				
	地階を除く階数が 5 以上		〔注 2〕	条例34条の6		
スプリンクラー設備	床面積の合計 3,000 ㎡以上（平屋建ては除く。）		令 12 条			
	地階を除く階数が 11 以上					
	地階・無窓階又は 4 階以上 10 階以下の階	床面積 1,000 ㎡以上				
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）				
	地盤面からの高さが 31m を超える階		〔注 3〕		条例34条の7	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）		令 13 条		
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)			
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)			
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
	駐車場の用に供する部分〔注 4〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
		機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			条例34条の8	
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)				
		鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		
		通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	令 13 条		
	地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）		条例34条の8			
指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）		令 13 条			
冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)		条例34条の8			
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上		〔注 5〕 令 19 条		
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による		令 20 条			
	敷地内に 2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）			〔注 6〕 条例34条の9	
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 300 ㎡以上	〔注 7〕			令 21 条	
	特定 1 階段等防火対象物					
	階数が 11 以上	11 階以上の階				
	駐車場の用に供する部分のある階		〔注 4〕	地階・2 階以上の階		当該部分の床面積 200 ㎡以上
	道路の用に供する部分		屋上	床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上		
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上				
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上		令 21 条の 2		

第 7 章 用途別消防用設備等早見表

	温泉採取のための設備のあるもの		収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）		
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 300 ㎡以上			令 22 条
		契約電流容量が 50A を超えるもの			
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 500 ㎡以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）				令 23 条
非 常 警 報 器 具	収容人員 20 人以上 50 人未満				令 24 条
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 50 人以上				
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上（対象物全体に設置）			
非 常 警 報 設 備 (放送設備 ＋非常ベル等)	収容人員 300 人以上				
	地階を除く階数が 11 以上				
	地階の階数が 3 以上				
避 難 器 具	2 階以上の階・地階	収容人員 50 人以上（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の 2 階を除く。）			
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上			
	6 階以上の階	収容人員 30 人以上			条例34条の12
誘 導 標 識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）				令 26 条
消 防 用 水	敷地面積が 20,000 ㎡以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 ㎡以上 ・準耐火建築物 10,000 ㎡以上 ・その他 5,000 ㎡以上		令 27 条
	高さが 31m を超える建築物	延面積 25,000 ㎡以上（地階を除く。）			
排 煙 設 備	地階・無窓階	床面積 1,000 ㎡以上			令 28 条
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 ㎡以上			令 28 条の 2
連 結 送 水 管	・地階を除く階数が 7 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 ㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの				令 29 条
	地階・無窓階	床面積 1,000 ㎡以上（1 階及び 2 階を除く。）			条例34条の14
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場			
非常コンセント設備	地階を除く階数が 11 以上	11 階以上の階			令 29 条の 2
	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上			条例34条の15
総 合 操 作 盤	・延面積 50,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 5 以上 10 以下で、延面積 20,000 ㎡以上 ・地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上のもののうち〔注 12〕に該当するもの				則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自 動 消 火 装 置	・地階 ・高さ 31m を超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上			条例 3 条の 4

注 1 < >は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注 2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5 階以上の階の部分の床面積の合計が 150 ㎡（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては 300 ㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5 階以上の部分が床面積の合計 150 ㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては 300 ㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注 3 地盤面からの高さが 31m を超える階とは、地盤面から測った 31m のラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注 4 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令 13 条にあつては屋上部分を含む。）。

注 5 同一敷地内に、2 以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあつては 3m 以下、2 階にあつては 5m 以下である部分を有するものは、1 の建築物とみなす。

注 6 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注 7 令別表第 1 (1) 項～(4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は(9) 項イの用途部分が、避難階以外の階（1 階及び 2 階を除く。）に存する防火対象物で、避難階以外の階から、避難階又は地上に直通する階段が 1 のもの。なお、屋外階段等を設ける場合は、この限りではない。

注 8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注 9 地階及び無窓階の収容人員の合計が 20 人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注 10 当該階に避難上有効な開口部（直径 1m 以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75cm 以上及び 1.2m 以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが 15cm 以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注 11 同一敷地内に、2 以上の建築物（高さが 31m を超え、かつ、延べ面積 25,000 ㎡以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあつては 3m 以下、2 階にあつては 5m 以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては 15,000 ㎡、準耐火建築物にあつては 10,000 ㎡、その他の建築物にあつては 5,000 ㎡でそれぞれ除した商の和が 1 以上となるものであるときは、これらの建築物は、1 の建築物とみなす。

注 12 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(5) 項イ【旅館・ホテル・宿泊所等】

設 備 の 種 類	設 置 基 準			関係法令	
消 火 器 具	延面積 150 m ² 以上			令 10 条	
	上記延面積未満のものうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの				
	地階・無窓階又は3階以上の階		床面積 50 m ² 以上		
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの		則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの		
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所		
	多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所			
	火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所		条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上		則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所		条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 700 m ² 以上・<耐火、準耐火+内装制限 1,400 m ² 以上>・【耐火+内装制限 2,100 m ² 以上】			〔注 1〕	
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150 m ² 以上・<耐火、準耐火+内装制限 300 m ² 以上>・【耐火+内装制限 450 m ² 以上】		〔注 1〕	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
	地階を除く階数が 5 以上			〔注 2〕	
スプリンクラー設備	床面積の合計 6,000 m ² 以上（平屋建ては除く。）			〔注 3〕	
	地階を除く階数が 11 以上			〔注 4〕	
	地階・無窓階	床面積 1,000 m ² 以上			
	4 階以上 10 階以下の階	床面積 1,500 m ² 以上		〔注 4〕	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
	地盤面からの高さが 31m を超える階			〔注 5〕	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）		令 13 条	
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 m ² 以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
		その他	床面積 400 m ² 以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 m ² 以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 m ² 以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	駐車のに供する部分〔注 6〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 m ² 以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 m ² 以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		屋上	床面積 300 m ² 以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	電 気 設 備	床面積 200 m ² 以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8	
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)			
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 m ² 以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	令 13 条	
	通 信 機 器 室	床面積 500 m ² 以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8	
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）		令 13 条	
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 m ² 以上(不ガス・ハロゲン)		条例34条の8	
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 m ² 以上・準耐火建築物 6,000 m ² 以上・その他 3,000 m ² 以上		〔注 7〕 令 19 条	
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による			令 20 条	
	敷地内に2以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 m ² 以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）		〔注 8〕 条例34条の9	
自 動 火 災 報 知 設 備	全て			令 21 条	
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積の合計 1,000 m ² 以上		令 21 条の 2	

第7章 用途別消防用設備等早見表

	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）	
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 150 m ² 以上 [注 9]	令 22 条
		契約電流容量が 50A を超えるもの [注 9]	
消防機関へ通報する 火災報知設備	延面積 500 m ² 以上		令 23 条
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 20 人以上		令 24 条
非 常 警 報 設 備 (放送設備 ＋非常ベル等)	収容人員 300 人以上		
	地階を除く階数が 11 以上		
	地階の階数が 3 以上		
避 難 器 具	2 階以上の階・地階	収容人員 30 人以上 (下階に(1)項～(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項に掲げる 防火対象物が存するものは収容人員 10 人以上)	令 25 条
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上 [注 10]	
誘 導 標 識	全ての（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）		令 26 条
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20,000 m ² 以上	1 階及び 2 階床面積の合計	令 27 条
	高さが 31m を 超える建築物	・耐火建築物 15,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 10,000 m ² 以上 ・その他 5,000 m ² 以上 [注 11]	
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 m ² 以上	令 28 条の 2
連 結 送 水 管	・地階を除く階数が 7 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 m ² 以上 ・道路の用に供される部分を有するもの		令 29 条
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場	条例34条の14
非常コンセント設備	地階を除く階 数が 11 以上	11 階以上の階	令 29 条の 2
	地 階	床面積の合計 1,000 m ² 以上	条例34条の15
総 合 操 作 盤	・延面積 50,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が 5 以上 10 以下で、延面積 20,000 m ² 以上 ・地階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもののうち [注 12] に該当するもの		則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自 動 消 火 装 置	・地階 ・高さ 31m を 超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上	条例3条の4

注 1 く は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注 2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5 階以上の階の部分の床面積の合計が 150 m²（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては 300 m²）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5 階以上の部分が床面積の合計 150 m²（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては 300 m²）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注 3 規則第 13 条で定める部分を面積算定から除外する。

注 4 規則第 13 条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

注 5 地盤面からの高さが 31m を超える階とは、地盤面から測った 31m のラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注 6 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く。

注 7 同一敷地内に、2 以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあつては 3m 以下、2 階にあつては 5m 以下である部分を有するものは、1 の建築物とみなす。

注 8 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注 9 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注 10 当該階に避難上有効な開口部（直径 1m 以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75cm 以上及び 1.2m 以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが 15cm 以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注 11 同一敷地内に、2 以上の建築物（高さが 31m を超え、かつ、延べ面積 25,000 m²以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあつては 3m 以下、2 階にあつては 5m 以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては 15,000 m²、準耐火建築物にあつては 10,000 m²、その他の建築物にあつては 5,000 m²でそれぞれ除した商の和が 1 以上となるものであるときは、これらの建築物は、1 の建築物とみなす。

注 12 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(5) 項口【共同住宅・寄宿舎・下宿等】

設 備 の 種 類	設 置 基 準			関係法令	
消 火 器 具	延面積 150 ㎡以上			令 10 条	
	上記延面積未満のもののうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの				
	地階・無窓階又は3 階以上の階		床面積 50 ㎡以上		
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの		則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの		
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所		
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所		
火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所			条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上		則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所		条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 700 ㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 1,400 ㎡以上>・【耐火+内装制限 2,100 ㎡以上】			〔注 1〕	
	地階・無窓階又は 4 階以上の階	床面積 150 ㎡以上<耐火、準耐火+内装制限 300 ㎡以上>・【耐火+内装制限 450 ㎡以上】		〔注 1〕	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
	地階を除く階数が 5 以上			〔注 2〕	
スプリンクラー設備	階数が 11 以上	11 階以上の階			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
	地階・無窓階	床面積 2,000 ㎡以上			
	地盤面からの高さが 31m を超える階			〔注 3〕	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）			
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	駐車のに供する部分〔注 4〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)			条例 34 条の 8
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）			
冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)				
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び 2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上		〔注 5〕	
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による				
	敷地内に 2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）			〔注 6〕
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 500 ㎡以上				
	延面積 200 ㎡以上（特定主要構造部が耐火・準耐火構造のものを除く。）				
	地階・無窓階又は 3 階以上の階	床面積 300 ㎡以上			
	階数が 11 以上	11 階以上の階			
	駐車のに供する部分のある階		〔注 4〕	地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上	
	道路の用に供する部分		屋上	床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上	

第7章 用途別消防用設備等早見表

	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上			
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員1人以上（温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く。）			令21条の2
漏電火災警報器	ラスモルタルを使用	延面積 150㎡以上〔注7〕			令22条
		契約電流容量が50Aを超えるもの〔注7〕			
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 1,000㎡以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）				令23条
非常警報設備 （非常ベル等）	収容人員50人以上				令24条
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計20人以上（対象物全体に設置）〔注8〕			
非常警報設備 （放送設備 ＋非常ベル等）	収容人員 800人以上				
	地階を除く階数が11以上				
	地階の階数が3以上				
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員30人以上 （下階に(1)項～(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項に掲げる防火対象物が存するものは収容人員10人以上）			令25条
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上〔注9〕			
誘導灯	地階、無窓階及び11階以上の部分				令26条
誘導標識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）				
消防用水	敷地面積が20,000㎡以上	1階及び2階床面積の合計	・耐火建築物 15,000㎡以上 ・準耐火建築物 10,000㎡以上 ・その他 5,000㎡以上〔注10〕		令27条
	高さが31mを超える建築物	延面積 25,000㎡以上（地階を除く。）			
連結散水設備	地 階	床面積の合計 700㎡以上			令28条の2
連結送水管	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 6,000㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの				令29条
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場			条例34条の14
非常コンセント設備	地階を除く階数が11以上	11階以上の階			令29条の2
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上			条例34条の15
総合操作盤	・延面積 50,000㎡以上 ・地階を除く階数が15以上で、延面積30,000㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延面積10,000㎡以上のもののうち〔注11〕に該当するもの ・地階の床面積の合計が5,000㎡以上のもののうち〔注11〕に該当するもの				則12条 施行規程第4条の2
自動消火装置	高さ31mを超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw以上			条例3条の4

注1 く>は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150㎡（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注3 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注4 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令13条にあつては屋上部分を含む。）。

注5 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

注6 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注8 地階及び無窓階の収容人員の合計が20人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注9 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注10 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000㎡以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000㎡、準耐火建築物にあつては10,000㎡、その他の建築物にあつては5,000㎡でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

注11 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(6)項イ(1)～(4)〔病院・診療所・助産所等〕

設 備 の 種 類	設 置 基 準				関係法令	
消 火 器 具	(6) 項イ (1)、(2)、(3)	全て			令 10 条	
	(6) 項イ (4)	延面積 150 ㎡以上				
	上記延面積未満のもののうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの					
	地階・無窓階又は3 階以上の階	床面積 50 ㎡以上 ((6) 項イ (4) のみ)				
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの			則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの			
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所			
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所			
		火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所			条例 34 条の 4
	大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上			則 7 条
変 電 設 備 発 電 設 備		・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所			条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	用途、建築構造〔注 1〕	右記以外	〈耐火、準耐火+内装制限〉	【耐火+内装制限】	令 11 条	
	(6) 項イ (1)、(2)	延面積	700 ㎡以上	1,400 ㎡又は〔注 2〕のいずれか小さい面積以上		2,100 ㎡又は〔注 2〕のいずれか小さい面積以上
	(6) 項イ (3)、(4)	延面積	700 ㎡以上	1,400 ㎡以上		2,100 ㎡以上
	地階・無窓階又は 4 階以上の階	床面積	150 ㎡以上	300 ㎡以上		450 ㎡以上
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）				
	地階を除く階数が 5 以上				〔注 3〕 条例34条の6	
スプリンクラー設備	(6) 項イ (1)、(2)	全て (〔注 4〕 の場合) 上記以外で床面積の合計 3,000 ㎡以上（平屋建ては除く。）			〔注 5〕	令 12 条
	(6) 項イ (3)	床面積の合計 3,000 ㎡以上（平屋建ては除く。）			〔注 5〕	
	(6) 項イ (4)	床面積の合計 6,000 ㎡以上（平屋建ては除く。）			〔注 5〕	
	地階を除く階数が 11 以上				〔注 6〕	
	地階・無窓階	床面積 1,000 ㎡以上				
	4 階以上 10 階以下の階	床面積 1,500 ㎡以上			〔注 6〕	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）				
	地盤面からの高さが 31m を超える階				〔注 7〕 条例34条の7	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）			令 13 条	
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)			
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)			
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
	駐車場の用に供する部分〔注 8〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
	機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)				
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			条例34条の8	
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)				
		鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		令 13 条
		通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			条例34条の8
地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）						
指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）			令 13 条		

第7章 用途別消防用設備等早見表

	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)		条例34条の8	
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の 床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上 [注 9]		令 19 条	
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による			令 20 条	
	敷地内に2以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上 (耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。) [注 10]		条例34条の9	
自 動 火 災 報 知 設 備	(6) 項イ (1)、(2)、(3)	全 て			令 21 条
	(6) 項イ (4)	延面積 300 ㎡以上			
		特定 1 階段等防火対象物 全 て [注 11]			
		階数が 11 以上	11 階以上の階		
		駐車の用に供する部分のある階 [注 8] 地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上			
		道路の用に供する部分 屋上 床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上			
(4)	指 定 可 燃 物 危令別表第 4 の数量の 500 倍以上				
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上		令21 条の 2	
	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上 (温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。)			
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 300 ㎡以上 [注 12]		令 22 条	
		契約電流容量が 50A を超えるもの [注 12]			
消防機関へ通報する 火災報知設備	(6) 項イ (1)、(2)、(3)	全 て			令 23 条
	(6) 項イ (4)	延面積 500 ㎡以上			
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 20 人以上			令 24 条	
非 常 警 報 設 備 (放送設備 ＋非常ベル等)	収容人員 300 人以上				
	地階を除く階数が 11 以上				
	地階の階数が 3 以上				
避 難 器 具	2 階以上の階・地階	収容人員 20 人以上 (下階に(1) 項～(4) 項、(9) 項、(12) 項イ、(13) 項イ、(14) 項、(15) 項に掲げる防火対象物が存するものは収容人員 10 人以上)		令 25 条	
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上 [注 13]			
誘 導 標 識	全 て (誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。)			令 26 条	
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20,000 ㎡以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 ㎡以上 ・準耐火建築物 10,000 ㎡以上 ・その他 5,000 ㎡以上 [注 14]	令 27 条	
	高さが 31m を 超える建築物	延面積 25,000 ㎡以上 (地階を除く。)			
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 ㎡以上		令28 条の 2	
連 結 送 水 管	・地階を除く階数が 7 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 ㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの			令 29 条	
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場			条例34 条の14
非常コンセント設備	地階を除く階 数が 11 以上	11 階以上の階		令 29 条の 2	
	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上		条例34 条の15	
総 合 操 作 盤	・延面積 50,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 5 以上 10 以下で、延面積 20,000 ㎡以上 ・地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上のもののうち [注 15] に該当するもの			則 12 条 施行規程第 4 条の 2	
自 動 消 火 装 置	・地階 ・高さ 31m を 超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上		条例3 条の 4	

注 1 く>は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限(難燃材料)したもの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限(難燃材料)したもの。

注 2 1,000 m²に令第 12 条第 2 項第 3 号の 2 に規定する規則第 13 条の 5 の 2 で定める部分の床面積(次のいずれにも該当する部分)の合計を加えた面積

①以下のいずれかに該当する部分であること。

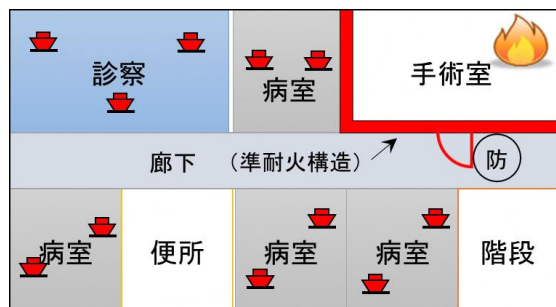
(ア)手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室

(イ)レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室

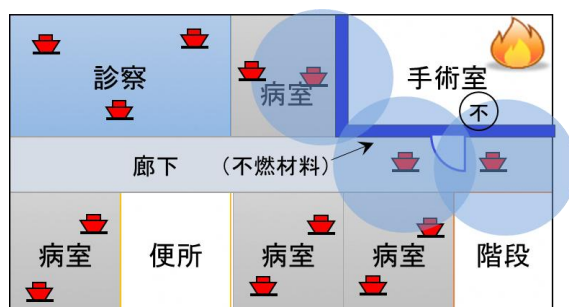
第7章 用途別消防用設備等早見表

②以下のいずれかの防火上の措置が講じられた部分であること。

- (ア) 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部（配管等の貫通部（隙間を不燃材等で埋め戻したものに限る。）及び防火ダンパーが設けられたダクトの貫通部を除く。（イ）において同じ。）に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けたもの。
- (イ) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けたもののうち、当該部分に隣接する部分（当該規定により設ける不燃材料の壁のことであり、外気に面する部分から5m以内の部分を除く。）の全てがスプリンクラー設備又は令第12条第3項に規定される消防用設備等（移動式のものを除く。）の有効範囲内に存するもの。



② (ア) の例



② (イ) の例

- 注3 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150㎡（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注4 規則第12条の2で定める構造を有するもの以外のもの。
- 注5 規則第13条で定める部分を面積算定から除外する。
- 注6 規則第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。
- 注7 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。
- 注8 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令13条にあっては屋上部分を含む。）。
- 注9 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。
- 注10 他の固定消防設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。
- 注11 令別表第1(1)項～(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途部分が、避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に存する防火対象物で、避難階以外の階から、避難階又は地上に直通する階段が1のもの。なお、屋外階段等を設ける場合は、この限りではない。
- 注12 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。
- 注13 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）
- 注14 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000㎡以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあっては15,000㎡、準耐火建築物にあっては10,000㎡、その他の建築物にあっては5,000㎡でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。
- 注15 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(6)項口(1)～(5)〔老人短期入所施設・老人ホーム・障害者支援施設等〕

設備の種類	設 置 基 準				関係法令		
消 火 器 具	全 て				令 10 条		
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの			則 6 条	
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの				
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所				
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所				
	火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所			条例 34 条 の 4		
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上			則 7 条		
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所			条例 34 条 の 5		
屋 内 消 火 栓 設 備	用途、建築構造〔注 1〕		右記以外	〈耐火、準耐火+内装制限〉	【耐火+内装制限】	令 11 条	
	(6) 項口 (1) ～ (5)	延面積	700 ㎡以上	1,400 ㎡又は〔注 2〕の いずれか小さい面積以上	2,100 ㎡又は〔注 2〕の いずれか小さい面積以上		
	地階・無窓階又は 4 階以上の階	床面積	150 ㎡以上	300 ㎡以上	450 ㎡以上		
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）					
	地階を除く階数が 5 以上					〔注 3〕 条例34条の6	
スプリンクラー設備	(6) 項口 (1)、(3)	全 て（〔注 4〕 の場合） 上記以外で床面積の合計 6,000 ㎡以上（平屋建ては除く。）			〔注 5〕	令 12 条	
	(6) 項口 (2)、(4)、(5)	全 て（〔注 4〕 かつ〔注 6〕 の場合） 延面積 275 ㎡以上（〔注 4〕 かつ〔注 6〕 以外の場合） 上記以外で床面積の合計 6,000 ㎡以上（平屋建ては除く。）			〔注 5〕		
	地階を除く階数が 11 以上						〔注 7〕
	地階・無窓階	床面積	1,000 ㎡以上				
	4 階以上 10 階以下の階	床面積	1,500 ㎡以上				〔注 7〕
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）					
	地盤面からの高さが 31m を超える階						〔注 8〕 条例34条の7
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）				令 13 条	
	道路の用に供する 部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)				
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)				
	自動車の修理又は整備 の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)				
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)				
	駐車のに供する 部分 〔注 9〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)				
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)				
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)				
		機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)				
		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)					条例34条の8
	電 気 設 備	・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・上記以外の高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 （不ガス・ハロゲン・粉末）					
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積	200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		令 13 条	
	通 信 機 器 室	床面積	500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)				
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等		（不ガス・ハロゲン・粉末）		条例34条の8	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）				令 13 条	
冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)				条例34条の8		

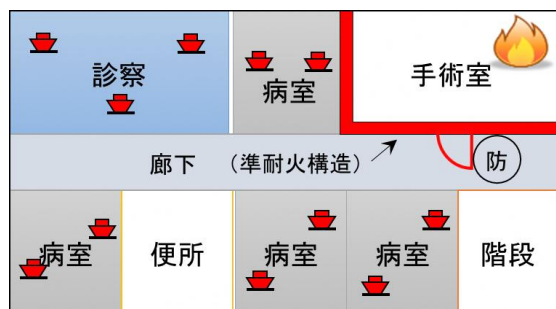
第7章 用途別消防用設備等早見表

屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の 床面積の合計		耐火建築物 9,000 m ² 以上・準耐火建築物 6,000 m ² 以上・その他 3,000 m ² 以上		[注 10]	令 19 条
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による					令 20 条
	敷地内に2以上の建 築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 m ² 以上 (耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の 床面積を除く。)				条例34条の9 [注 11]
自 動 火 災 報 知 設 備	全て					令 21 条
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積の合計 1,000 m ² 以上				令 21 条の 2
	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上 (温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。)				
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 300 m ² 以上				令 22 条
		契約電流容量が 50A を超えるもの				
消防機関へ通報する 火災報知設備	全て					令 23 条
非 常 警 報 器 具	収容人員 20 人以上 50 人未満					令 24 条
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 50 人以上					
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上 (対象物全体に設置)				
非 常 警 報 設 備 (放送設備 +非常ベル等)	収容人員 300 人以上					
	地階を除く階数が 11 以上					
	地階の階数が 3 以上					
避 難 器 具	2 階以上の階・地階	収容人員 20 人以上 (下階に(1)項～(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項に掲げる 防火対象物が存するものは収容人員 10 人以上)				令 25 条
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上				
誘 導 標 識	全て (誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。)					令 26 条
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20,000 m ² 以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 10,000 m ² 以上 ・その他 5,000 m ² 以上			令 27 条
	高さが 31m を 超える建築物	延面積 25,000 m ² 以上 (地階を除く。)				
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 m ² 以上				令 28 条の 2
連 結 送 水 管	・ 地階を除く階数が 7 以上 ・ 地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 m ² 以上 ・ 道路の用に供される部分を有するもの					令 29 条
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場				条例34条の14
非常コンセント設備	地 階 を 除 く 階 数が 11 以上	11 階以上の階				令 29 条の 2
	地 階	床面積の合計 1,000 m ² 以上				条例34条の15
総 合 操 作 盤	・ 延面積 50,000 m ² 以上 ・ 地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 m ² 以上 ・ 地階を除く階数が 5 以上 10 以下で、延面積 20,000 m ² 以上 ・ 地階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもののうち [注 16] に該当するもの					則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自 動 消 火 装 置	・ 地階 ・ 高さ 31m を 超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上				条例3条の4

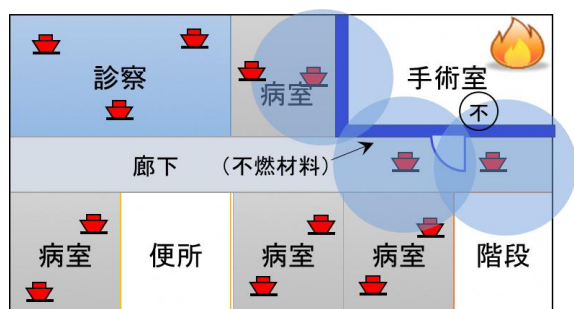
注 1 く >は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。
【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。
注 2 1,000 m²に令第 12 条第 2 項第 3 号の 2 に規定する規則第 13 条の 5 の 2 で定める部分の床面積（次のいずれにも該当する部分）の合計を加えた面積
①以下のいずれかに該当する部分であること。
（ア）手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室
（イ）レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室
②以下のいずれかの防火上の措置が講じられた部分であること。
（ア）準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部（配管等の貫通部（隙間を不燃材等で埋め戻したものに限る。）及び防火ダンパーが設けられたダクトの貫通部を除く。（イ）において同じ。）に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けたもの。
（イ）不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けたもののうち、当該部分に隣接する部分（当該規定により設ける不燃材料の壁のことであり、外気に面する部分から 5m 以内の部分を除く。）の全てがスプリンクラー設備又は令第 12 条第 3 項に規定さ

第7章 用途別消防用設備等早見表

れる消防用設備等（移動式ものを除く。）の有効範囲内に存するもの。



② (ア) の例



② (イ) の例

- 注3 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150㎡（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注4 規則第12条の2で定める構造を有するもの以外のもの。
- 注5 規則第13条で定める部分を面積算定から除外する。
- 注6 規則第12条の3で定める介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの。
- 注7 規則第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。
- 注8 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。
- 注9 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く。
- 注10 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。
- 注11 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。
- 注12 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。
- 注13 地階及び無窓階の収容人員の合計が20人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。
- 注14 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）
- 注15 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000㎡以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000㎡、準耐火建築物にあつては10,000㎡、その他の建築物にあつては5,000㎡でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。
- 注16 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

6)項バ(1)～(5)〔老人・障害者サービスセンター・保育所・放課後等デイサービス・共同生活援助を行う施設等〕

設 備 の 種 類	設 置 基 準		関係法令		
消 火 器 具	延面積 150 ㎡以上		令 10 条		
	上記延面積未満のものうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの				
	地階・無窓階又は3 階以上の階	床面積 50 ㎡以上			
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの	則 6 条	
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの		
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所		
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所		
火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所		条例 34 条の 4		
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上	則 7 条		
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所	条例 34 条の 5		
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 700 ㎡以上・＜耐火、準耐火+内装制限 1,400 ㎡以上＞・【耐火+内装制限 2,100 ㎡以上】〔注 1〕		令 11 条		
	地階・無窓階又は 4 階以上の階	床面積 150 ㎡以上・＜耐火、準耐火+内装制限 300 ㎡以上＞・【耐火+内装制限 450 ㎡以上】〔注 1〕			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
	地階を除く階数が 5 以上		〔注 2〕 条例34条の6		
スプリンクラー設備	床面積の合計 6,000 ㎡以上（平屋建ては除く。）		令 12 条		
	地階を除く階数が 11 以上			〔注 4〕	
	地階・無窓階	床面積 1,000 ㎡以上		〔注 4〕	
	4 階以上 10 階以下の階	床面積 1,500 ㎡以上			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
	地盤面からの高さが 31m を超える階		〔注 5〕 条例34条の7		
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）		令 13 条	
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	駐車のに供する部分〔注 6〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8	
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)			
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	令 13 条	
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8	
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）			
指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）		令 13 条		
冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)		条例34条の8		
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上〔注 7〕		令 19 条	
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による		令 20 条		
	敷地内に2以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）〔注 8〕		条例34条の9	

第 7 章 用途別消防用設備等早見表

自 動 火 災 報 知 設 備	利用者を入居又は宿泊させるもの以外	利用者を入居又は宿泊させるもの		全て	令 21 条
		延面積 300 ㎡以上			
		特定 1 階段等防火対象物	全て [注 9]		
		階数が 11 以上	11 階以上の階		
		駐車のために供する部分のある階 [注 6]		地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上	
		道路のために供する部分		屋上 床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上	
		指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の 500 倍以上	
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上			令 21 条の 2
温泉採取のための設備のあるもの		収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）			
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 300 ㎡以上 [注 10]		令 22 条	
		契約電流容量が 50A を超えるもの [注 10]			
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 500 ㎡以上				令 23 条
非 常 警 報 器 具	収容人員 20 人以上 50 人未満				令 24 条
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 50 人以上				
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上（対象物全体に設置） [注 11]			
非 常 警 報 設 備 (放送設備 ＋非常ベル等)	収容人員 300 人以上				
	地階を除く階数が 11 以上				
	地階の階数が 3 以上				
避 難 器 具	2 階以上の階・地階	収容人員 20 人以上 (下階に(1)項～(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項に掲げる防火対象物が存するものは収容人員 10 人以上)			令 25 条
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上 [注 12]			
誘 導 標 灯 識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）				令 26 条
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20,000 ㎡以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 ㎡以上 ・準耐火建築物 10,000 ㎡以上 ・その他 5,000 ㎡以上 [注 13]		令 27 条
	高さが 31m を超える建築物	延面積 25,000 ㎡以上（地階を除く。）			
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 ㎡以上			令 28 条の 2
連 結 送 水 管	・地階を除く階数が 7 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 ㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの				令 29 条
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場			条例34条の14
非常コンセント設備	地階を除く階数が 11 以上	11 階以上の階			令 29 条の 2
	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上			条例34条の15
総 合 操 作 盤	・延面積 50,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 5 以上 10 以下で、延面積 20,000 ㎡以上 ・地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上のもののうち [注 14] に該当するもの				則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自 動 消 火 装 置	・地階 ・高さ 31m を超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上			条例 3 条の 4

- 注 1 < >は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。
- 【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。
- 注 2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5 階以上の階の部分の床面積の合計が 150 ㎡（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては 300 ㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5 階以上の部分が床面積の合計 150 ㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては 300 ㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注 3 規則第 13 条で定める部分を面積算定から除外する。
- 注 4 規則第 13 条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。
- 注 5 地盤面からの高さが 31m を超える階とは、地盤面から測った 31m のラインより上に、当該階の床面がある階をいう。
- 注 6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令 13 条にあつては屋上部分を含む。）。
- 注 7 同一敷地内に、2 以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあつては 3m 以下、2 階にあつては 5m 以下である部分を有するものは、1 の建築物とみなす。
- 注 8 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。
- 注 9 令別表第 1 (1) 項～(4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は(9) 項イの用途部分が、避難階以外の階（1 階及び 2 階を除く。）に存する防火対象物で、避難階以外の階から、避難階又は地上に直通する階段が 1 のもの。なお、屋外階段等を設ける場合は、この限りではない。
- 注 10 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。
- 注 11 地階及び無窓階の収容人員の合計が 20 人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

第7章 用途別消防用設備等早見表

- 注12 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）
- 注13 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000㎡以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあっては15,000㎡、準耐火建築物にあっては10,000㎡、その他の建築物にあっては5,000㎡でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。
- 注14 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(6) 項二 〔幼稚園・特別支援学校〕

設 備 の 種 類	設 置 基 準			関係法令	
消 火 器 具	延面積 150 ㎡以上			令 10 条	
	上記延面積未満のものうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの				
	地階・無窓階又は3 階以上の階		床面積 50 ㎡以上		
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの		則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの		
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所		
多量の火気		令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所			
	火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所		条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上		則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所		条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 700 ㎡以上・〈耐火、準耐火+内装制限 1,400 ㎡以上〉・【耐火+内装制限 2,100 ㎡以上】〔注 1〕			令 11 条	
	地階・無窓階又は 4 階以上の階	床面積 150 ㎡以上・〈耐火、準耐火+内装制限 300 ㎡以上〉・【耐火+内装制限 450 ㎡以上】〔注 1〕			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
	地階を除く階数が 5 以上			条例34条の6	
スプリンクラー設備	床面積の合計 6,000 ㎡以上（平屋建ては除く。）			令 12 条	
	地階を除く階数が 11 以上				
	地階・無窓階	床面積 1,000 ㎡以上			
	4 階以上 10 階以下の階	床面積 1,500 ㎡以上			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
	地盤面からの高さが 31m を超える階			条例34条の7	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）		令 13 条	
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	駐車場の用に供する部分〔注 6〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8	
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)			
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	令 13 条	
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8	
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）		令 13 条	
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)		条例34条の8	
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上〔注 7〕		令 19 条	
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による			令 20 条	
	敷地内に2以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）〔注 8〕		条例34条の9	
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 300 ㎡以上			令 21 条	
	特定 1 階段等防火対象物				
	階数が 11 以上	11 階以上の階			
	駐車場の用に供する部分のある階	〔注 6〕	地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上		
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上		

第7章 用途別消防用設備等早見表

	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上		
ガス漏れ火災警報設備	地階	床面積の合計 1,000 ㎡以上		令21条の2
	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員1人以上（温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く。）		
漏電火災警報器	ラスモルタルを使用	延面積 300 ㎡以上	[注10]	令22条
		契約電流容量が50Aを超えるもの	[注10]	
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 500 ㎡以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）			令23条
非常警報器具	収容人員20人以上50人未満			令24条
非常警報設備 （非常ベル等）	収容人員50人以上			
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計20人以上（対象物全体に設置）		
非常警報設備 （放送設備 ＋非常ベル等）	収容人員 300 人以上			
	地階を除く階数が11以上			
	地階の階数が3以上			
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員20人以上 （下階に(1)項～(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項に掲げる防火対象物が存するものは収容人員10人以上）		令25条
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上		
誘導標識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）			令26条
消防用水	敷地面積が20,000㎡以上	1階及び2階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 ㎡以上 ・準耐火建築物 10,000 ㎡以上 ・その他 5,000 ㎡以上	令27条
	高さが31mを超える建築物	延面積 25,000 ㎡以上（地階を除く。）		
連結散水設備	地階	床面積の合計 700 ㎡以上		令28条の2
連結送水管	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 6,000 ㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの			令29条
	屋上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場		条例34条の14
非常コンセント設備	地階を除く階数が11以上		11階以上の階	令29条の2
	地階	床面積の合計 1,000 ㎡以上		条例34条の15
総合操作盤	・延面積 50,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延面積10,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が5以上10以下で、延面積20,000 ㎡以上 ・地階の床面積の合計が5,000 ㎡以上のもののうち〔注14〕に該当するもの			則12条 施行規程第4条の2
自動消火装置	・地階 ・高さ31mを超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上		条例3条の4

注1 く>は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150㎡（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注3 規則第13条で定める部分を面積算定から除外する。

注4 規則第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

注5 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令13条にあつては屋上部分を含む。）。

注7 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

注8 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注9 令別表第1(1)項～(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途部分が、避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に存する防火対象物で、避難階以外の階から、避難階又は地上に直通する階段が1のもの。なお、屋外階段等を設ける場合は、この限りではない。

注10 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注11 地階及び無窓階の収容人員の合計が20人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注12 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注13 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000㎡以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000㎡、準耐火建築物にあつては10,000㎡、その他の建築物にあつては5,000㎡でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

注14 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(7)項【小学校・中学校・高等学校・大学・各種学校等】

設 備 の 種 類	設 置 基 準		関係法令	
消 火 器 具	延面積 300 ㎡以上		令 10 条	
	上記延面積未満のもののうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの			
	地階・無窓階又は3 階以上の階	床面積 50 ㎡以上		
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの	則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの	
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所	
多量の火気		令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所		
火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所		条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上	則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所	条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 700 ㎡以上・〈耐火、準耐火+内装制限 1,400 ㎡以上〉・【耐火+内装制限 2,100 ㎡以上】	[注 1]	令 11 条	
	地階・無窓階又は 4 階以上の階	床面積 150 ㎡以上・〈耐火、準耐火+内装制限 300 ㎡以上〉・【耐火+内装制限 450 ㎡以上】		[注 1]
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）		
	地階を除く階数が 5 以上	[注 2]	条例34条の6	
スプリンクラー設備	階数が 11 以上	11 階以上の階	[注 3]	令 12 条
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）		
	地階・無窓階	床面積 2,000 ㎡以上	条例34条の7	
	地盤面からの高さが 31m を超える階			[注 4]
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）		令 13 条
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)	
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)	
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
	駐車に用に供する部分 [注 5]	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	条例34条の8	
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)		
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	令 13 条	
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	条例34条の8	
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）		
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）		令 13 条
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)		条例34条の8
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上	[注 6]	令 19 条
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による		令 20 条	
	敷地内に2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上 (耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。) [注 7]		条例34条の9
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 500 ㎡以上		令 21 条	
	地階・無窓階又は 3 階以上の階	床面積 300 ㎡以上		
	階数が 11 以上	11 階以上の階		
	駐車に用に供する部分のある階 [注 5]	地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上		
	道路の用に供する部分	屋上 床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上		

第7章 用途別消防用設備等早見表

	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上		
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）		令 21 条の 2
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 500 m ² 以上	[注 8]	令 22 条
消防機関へ通報する 火災報知設備	延面積 1,000 m ² 以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）			令 23 条
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 50 人以上			令 24 条
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上（対象物全体に設置）		
非 常 警 報 設 備 (放送設備 ＋非常ベル等)	収容人員 800 人以上			
	地階を除く階数が 11 以上			
	地階の階数が 3 以上			
避 難 器 具	2 階以上の階・地階	収容人員 50 人以上（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の 2 階を除く。）		令 25 条
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上		
	6 階以上の階	収容人員 30 人以上		条例 34 条の 12
誘 導 灯	地階、無窓階及び 11 階以上の部分			令 26 条
	延面積 300 m ² 以上			[注 11] 条例 34 条の 13
誘 導 標 識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）			令 26 条
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20,000 m ² 以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 10,000 m ² 以上 ・その他 5,000 m ² 以上	令 27 条
	高さが 31m を 超える建築物	延面積 25,000 m ² 以上（地階を除く。）		
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 m ² 以上		令 28 条の 2
連 結 送 水 管	・地階を除く階数が 7 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 m ² 以上 ・道路の用に供される部分を有するもの			令 29 条
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場		条例 34 条の 14
非常コンセント設備	地階を除く階数が 11 以上	11 階以上の階		令 29 条の 2
	地 階	床面積の合計 1,000 m ² 以上		条例 34 条の 15
総 合 操 作 盤	・延面積 50,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が 15 以上で、延面積 30,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 m ² 以上のもののうち [注 13] に該当するもの ・地階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもののうち [注 13] に該当するもの			則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自 動 消 火 装 置	高さ 31m を超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上		条例 3 条の 4

注1 く>は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150 m²（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300 m²）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150 m²（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300 m²）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注3 規則第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

注4 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注5 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令13条にあつては屋上部分を含む。）。

注6 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

注7 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注9 地階及び無窓階の収容人員の合計が20人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注10 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注11 日出から日没までの間にのみ使用する防火対象物で、採光が避難上十分であるものを除く。

注12 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000 m²以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000 m²、準耐火建築物にあつては10,000 m²、その他の建築物にあつては5,000 m²でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

注13 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(8)項〔図書館・博物館・美術館等〕

設 備 の 種 類	設 置 基 準			関係法令	
消 火 器 具	延面積 300 ㎡以上			令 10 条	
	上記延面積未満のもののうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの				
	地階・無窓階又は3 階以上の階		床面積 50 ㎡以上		
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの		則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの		
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所		
多量の火気		令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所			
	火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所		条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上		則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所		条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 700 ㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 1,400 ㎡以上>・【耐火+内装制限 2,100 ㎡以上】			〔注 1〕	
	地階・無窓階又は 4 階以上の階	床面積 150 ㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 300 ㎡以上>・【耐火+内装制限 450 ㎡以上】		〔注 1〕	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）		令 11 条	
	地階を除く階数が 5 以上				〔注 2〕
スプリンクラー設備	階数が 11 以上	11 階以上の階		〔注 3〕	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）		令 12 条	
	地階・無窓階	床面積 2,000 ㎡以上			
	地盤面からの高さが 31m を超える階			〔注 4〕	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）		令 13 条	
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	駐車のに供する部分〔注 5〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例 34 条の 8	
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)			
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	令 13 条	
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）		条例 34 条の 8	
指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）		令 13 条		
冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)		条例 34 条の 8		
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び 2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上		〔注 6〕	
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による			令 20 条	
	敷地内に 2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）		〔注 7〕	
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 500 ㎡以上			令 21 条	
	地階・無窓階又は 3 階以上の階	床面積 300 ㎡以上			
	階数が 11 以上	11 階以上の階			
	駐車のに供する部分のある階〔注 5〕		地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上		
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上		

第 7 章 用途別消防用設備等早見表

	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上			
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取のための設備のあるもの		収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）		令 21 条の 2
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 500 m ² 以上 [注 8]			令 22 条
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 1,000 m ² 以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）				令 23 条
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 50 人以上				令 24 条
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上（対象物全体に設置） [注 9]			
非 常 警 報 設 備 (放送設備 ＋非常ベル等)	収容人員 800 人以上				
	地階を除く階数が 11 以上				
	地階の階数が 3 以上				
避 難 器 具	2 階以上の階・地階	収容人員 50 人以上（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の 2 階を除く。）			令 25 条
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上 [注 10]			
	6 階以上の階	収容人員 30 人以上			条例 34 条の 12
誘 導 灯	地階、無窓階及び 11 階以上の部分				令 26 条
誘 導 標 識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）				
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20,000 m ² 以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 10,000 m ² 以上 ・その他 5,000 m ² 以上 [注 11]		令 27 条
	高さが 31m を 超える建築物	延面積 25,000 m ² 以上（地階を除く。）			
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 m ² 以上			令 28 条の 2
連 結 送 水 管	・地階を除く階数が 7 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 m ² 以上 ・道路の用に供される部分を有するもの				令 29 条
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場			条例 34 条の 14
非常コンセント設備	地 階 を 除 く 階 数が 11 以上	11 階以上の階			令 29 条の 2
	地 階	床面積の合計 1,000 m ² 以上			条例 34 条の 15
総 合 操 作 盤	・延面積 50,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が 15 以上で、延面積 30,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 m ² 以上のもののうち [注 12] に該当するもの ・地階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもののうち [注 12] に該当するもの				則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自 動 消 火 装 置	高さ 31m を超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上			条例 3 条の 4

- 注 1 く > は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。
- 【 】 は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。
- 注 2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5 階以上の階の部分の床面積の合計が 150 m²（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては 300 m²）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5 階以上の部分が床面積の合計 150 m²（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては 300 m²）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注 3 規則第 13 条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。
- 注 4 地盤面からの高さが 31m を超える階とは、地盤面から測った 31m のラインより上に、当該階の床面がある階をいう。
- 注 5 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令 13 条にあつては屋上部分を含む。）。
- 注 6 同一敷地内に、2 以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあつては 3m 以下、2 階にあつては 5m 以下である部分を有するものは、1 の建築物とみなす。
- 注 7 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。
- 注 8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。
- 注 9 地階及び無窓階の収容人員の合計が 20 人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。
- 注 10 当該階に避難上有効な開口部（直径 1m 以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75cm 以上及び 1.2m 以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが 15cm 以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）
- 注 11 同一敷地内に、2 以上の建築物（高さが 31m を超え、かつ、延べ面積 25,000 m²以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあつては 3m 以下、2 階にあつては 5m 以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては 15,000 m²、準耐火建築物にあつては 10,000 m²、その他の建築物にあつては 5,000 m²でそれぞれ除した商の和が 1 以上となるものであるときは、これらの建築物は、1 の建築物とみなす。
- 注 12 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(9)項イ【公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場等】

設 備 の 種 類	設 置 基 準		関係法令	
消 火 器 具	延面積 150 ㎡以上		令 10 条	
	上記延面積未満のものうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの			
	地階・無窓階又は3階以上の階	床面積 50 ㎡以上		
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの	則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの	
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所	
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所	
火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所		条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上	則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所	条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 700 ㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 1,400 ㎡以上>・【耐火+内装制限 2,100 ㎡以上】		〔注 1〕	
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150 ㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 300 ㎡以上>・【耐火+内装制限 450 ㎡以上】	〔注 1〕	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）		
	地階を除く階数が 5 以上		〔注 2〕	
スプリンクラー設備	床面積の合計 6,000 ㎡以上（平屋建ては除く。）		〔注 3〕	
	地階を除く階数が 11 以上		〔注 4〕	
	地階・無窓階	床面積 1,000 ㎡以上	令 12 条	
	4 階以上 10 階以下の階	床面積 1,500 ㎡以上		〔注 4〕
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）		
	地盤面からの高さが 31m を超える階		〔注 5〕	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）		
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)	
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)	
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
	駐車のに供する部分〔注 6〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)		
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）		
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）		
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)		
	屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上	
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による			
	敷地内に 2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）		
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 200 ㎡以上			
	特定 1 階段等防火対象物			
	階数が 11 以上	11 階以上の階		
	駐車のに供する部分のある階	〔注 6〕	地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上	
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上		

第7章 用途別消防用設備等早見表

ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上		令21条の2
	温泉採取のための設備のあるもの 収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）			
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 150 ㎡以上 [注 10]		令 22 条
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 1,000 ㎡以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）			令 23 条
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 20 人以上			令 24 条
非 常 警 報 設 備 (放送設備 ＋非常ベル等)	収容人員 300 人以上			
	地階を除く階数が 11 以上			
	地階の階数が 3 以上			
避 難 器 具	2 階以上の階・地階	収容人員 50 人以上（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の 2 階を除く。）		令 25 条
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上 [注 11]		
	6 階以上の階	収容人員 30 人以上		条例34条の12
誘 導 灯 誘 導 標 識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）			令 26 条
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20,000 ㎡以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 ㎡以上 ・準耐火建築物 10,000 ㎡以上 ・その他 5,000 ㎡以上 [注 12]	令 27 条
	高さが 31m を 超える建築物	延面積 25,000 ㎡以上（地階を除く。）		
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 ㎡以上		令 28 条の 2
連 結 送 水 管	・ 地階を除く階数が 7 以上 ・ 地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 ㎡以上 ・ 道路の用に供される部分を有するもの			令 29 条
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場		条例34条の14
非常コンセント設備	地階を除く階数が 11 以上		11 階以上の階	令 29 条の 2
	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上		条例34条の15
総 合 操 作 盤	・ 延面積 50,000 ㎡以上 ・ 地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 ㎡以上 ・ 地階を除く階数が 5 以上 10 以下で、延面積 20,000 ㎡以上 ・ 地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上のもののうち [注 13] に該当するもの			則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自 動 消 火 装 置	・ 地階 ・ 高さ 31m を超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上		条例3条の4

- 注1 < >は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。
- 【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。
- 注2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150㎡（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注3 規則第13条で定める部分を面積算定から除外する。
- 注4 規則第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。
- 注5 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。
- 注6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令13条にあつては屋上部分を含む。）。
- 注7 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。
- 注8 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。
- 注9 令別表第1(1)項～(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途部分が、避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に存する防火対象物で、避難階以外の階から、避難階又は地上に直通する階段が1のもの。なお、屋外階段等を設ける場合は、この限りではない。
- 注10 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。
- 注11 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）
- 注12 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000㎡以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000㎡、準耐火建築物にあつては10,000㎡、その他の建築物にあつては5,000㎡でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。
- 注13 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(9)項口 [(9)項イ以外の公衆浴場]

設 備 の 種 類	設 置 基 準			関係法令	
消 火 器 具	延面積 150 ㎡以上			令 10 条	
	上記延面積未満のものうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの				
	地階・無窓階又は3階以上の階 床面積 50 ㎡以上				
	付加設置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの		則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの		
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所		
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所		
火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所			条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上		則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所			条例 34 条の 5
	屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 700 ㎡以上・〈耐火、準耐火+内装制限 1,400 ㎡以上〉・【耐火+内装制限 2,100 ㎡以上】	〔注 1〕		令 11 条
地階・無窓階又は 4 階以上の階		床面積 150 ㎡以上・〈耐火、準耐火+内装制限 300 ㎡以上〉・【耐火+内装制限 450 ㎡以上】		〔注 1〕	
指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
地階を除く階数が 5 以上			〔注 2〕 条例34条の6		
スプリンクラー設備	階数が 11 以上	11 階以上の階		〔注 3〕 令 12 条	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
	地盤面からの高さが 31m を超える階			〔注 4〕 条例34条の7	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）			令 13 条
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	駐車場の用に供する部分 〔注 5〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			条例34条の8
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)			
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		令 13 条
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			条例34条の8
地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）					
指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）			令 13 条
冷凍室又は冷蔵室		床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)			条例34条の8
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上			〔注 6〕 令 19 条
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による			令 20 条	
	敷地内に 2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）			〔注 7〕 条例34条の9
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 500 ㎡以上			令 21 条	
	地階・無窓階又は 3 階以上の階	床面積 300 ㎡以上			
	階数が 11 以上	11 階以上の階			
	駐車場の用に供する部分のある階	〔注 5〕	地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上		
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上		
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上			

第7章 用途別消防用設備等早見表

ガス漏れ火災警報設備	温泉採取のための設備のあるもの		収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）		令 21 条の 2
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 150 m ² 以上			[注 8] 令 22 条
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 1,000 m ² 以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）				令 23 条
非 常 警 報 器 具	収容人員 20 人以上 50 人未満				令 24 条
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 50 人以上				
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上（対象物全体に設置）			
非 常 警 報 設 備 (放送設備 ＋非常ベル等)	地階を除く階数が 11 以上				
	地階の階数が 3 以上				
避 難 器 具	2 階以上の階・地階	収容人員 50 人以上（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の 2 階を除く。）			令 25 条
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上			
	6 階以上の階	収容人員 30 人以上			条例34条の12
誘 導 標 識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）				令 26 条
消 防 用 水	敷地面積が 20,000 m ² 以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 10,000 m ² 以上 ・その他 5,000 m ² 以上	[注 11]	令 27 条
	高さが 31m を超える建築物	延面積 25,000 m ² 以上（地階を除く。）			
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 m ² 以上			令 28 条の 2
連 結 送 水 管	・地階を除く階数が 7 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 m ² 以上 ・道路の用に供される部分を有するもの				令 29 条
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場			条例34条の14
非常コンセント設備	地階を除く階数が 11 以上	11 階以上の階			令 29 条の 2
	地 階	床面積の合計 1,000 m ² 以上			条例34条の15
総 合 操 作 盤	・延面積 50,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が 15 以上で、延面積 30,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 m ² 以上のもののうち〔注 12〕に該当するもの ・地階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもののうち〔注 12〕に該当するもの				則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自 動 消 火 装 置	高さ 31m を超える建築物		厨房設備の入力合計 350kw 以上		条例 3 条の 4

注 1 く > は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】 は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注 2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5 階以上の階の部分の床面積の合計が 150 m²（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては 300 m²）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5 階以上の部分が床面積の合計 150 m²（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては 300 m²）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注 3 規則第 13 条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

注 4 地盤面からの高さが 31m を超える階とは、地盤面から測った 31m のラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注 5 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令 13 条にあつては屋上部分を含む。）。

注 6 同一敷地内に、2 以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあつては 3m 以下、2 階にあつては 5m 以下である部分を有するものは、1 の建築物とみなす。

注 7 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注 8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注 9 地階及び無窓階の収容人員の合計が 20 人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注 10 当該階に避難上有効な開口部（直径 1m 以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75cm 以上及び 1.2m 以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが 15cm 以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階数を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注 11 同一敷地内に、2 以上の建築物（高さが 31m を超え、かつ、延べ面積 25,000 m²以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあつては 3m 以下、2 階にあつては 5m 以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては 15,000 m²、準耐火建築物にあつては 10,000 m²、その他の建築物にあつては 5,000 m²でそれぞれ除した商の和が 1 以上となるものであるときは、これらの建築物は、1 の建築物とみなす。

注 12 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(10)項【車両の停車場・船舶又は航空機の発着場】

設 備 の 種 類	設 置 基 準		関係法令		
消 火 器 具	延面積 300 ㎡以上		令 10 条		
	上記延面積未満のもののうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの				
	地階・無窓階又は3 階以上の階	床面積 50 ㎡以上			
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの	則 6 条	
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの		
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所		
多量の火気		令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所			
火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所		条例 34 条の 4		
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上	則 7 条		
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所	条例 34 条の 5		
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 700 ㎡以上・〈耐火、準耐火+内装制限 1,400 ㎡以上〉・【耐火+内装制限 2,100 ㎡以上】〔注 1〕		令 11 条		
	地階・無窓階又は 4 階以上の階	床面積 150 ㎡以上・〈耐火、準耐火+内装制限 300 ㎡以上〉・【耐火+内装制限 450 ㎡以上】〔注 1〕			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
	地階を除く階数が 5 以上		〔注 2〕 条例34条の6		
スプリンクラー設備	階数が 11 以上	11 階以上の階	〔注 3〕 令 12 条		
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）	条例34条の7 〔注 4〕		
	地盤面からの高さが 31m を超える階				
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）		令 13 条	
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	駐車のに供する部分〔注 5〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8	
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)			
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		令 13 条	
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8	
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）			
指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）		令 13 条		
冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)		条例34条の8		
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上〔注 6〕		令 19 条	
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による		令 20 条		
	敷地内に2以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）〔注 7〕		条例34条の9	
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 500 ㎡以上		令 21 条		
	地階・無窓階又は 3 階以上の階	床面積 300 ㎡以上			
	階数が 11 以上	11 階以上の階			
	駐車のに供する部分のある階〔注 5〕	地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上			
	道路の用に供する部分	屋上 床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上			

第7章 用途別消防用設備等早見表

ガス漏れ火災警報設備	温泉採取のための設備のあるもの		収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）		令 21 条の 2	
漏 電 火 災 警 報 器	ラズモルタルを使用	延面積 500 m ² 以上			[注 8] 令 22 条	
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 1,000 m ² 以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）				令 23 条	
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 50 人以上				令 24 条	
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上（対象物全体に設置）				[注 9]
非 常 警 報 設 備 (放送設備 ＋非常ベル等)	地階を除く階数が 11 以上					
	地階の階数が 3 以上					
	地下に設置する車両の停車場				条例34条の11	
避 難 器 具	2 階以上の階・地階	収容人員 50 人以上（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の 2 階を除く。）			令 25 条	
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上			[注 10]	
	6 階以上の階	収容人員 30 人以上			条例34条の12	
誘 導 灯	地階、無窓階及び 11 階以上の部分				令 26 条	
誘 導 標 識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）					
消 防 用 水	敷地面積が 20,000 m ² 以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 10,000 m ² 以上 ・その他 5,000 m ² 以上		[注 11] 令 27 条	
	高さが 31m を超える建築物	延面積 25,000 m ² 以上（地階を除く。）				
排 煙 設 備	地階・無窓階	床面積 1,000 m ² 以上			令 28 条	
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 m ² 以上			令 28 条の 2	
連 結 送 水 管	・地階を除く階数が 7 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 m ² 以上 ・道路の用に供される部分を有するもの				令 29 条	
	地階・無窓階	床面積 1,000 m ² 以上（1 階及び 2 階を除く。）			条例34条の14	
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場				
非常コンセント設備	地階を除く階数が 11 以上	11 階以上の階			令 29 条の 2	
	地 階	床面積の合計 1,000 m ² 以上			条例34条の15	
総 合 操 作 盤	・延面積 50,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が 15 以上で、延面積 30,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 m ² 以上のもののうち [注 12] に該当するもの ・地階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもののうち [注 12] に該当するもの				則 12 条 施行規程第 4 条の 2	
自 動 消 火 装 置	高さ 31m を超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上			条例 3 条の 4	

注 1 く > は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】 は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注 2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5 階以上の階の部分の床面積の合計が 150 m²（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては 300 m²）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5 階以上の部分が床面積の合計 150 m²（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては 300 m²）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注 3 規則第 13 条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

注 4 地盤面からの高さが 31m を超える階とは、地盤面から測った 31m のラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注 5 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令 13 条にあつては屋上部分を含む。）。

注 6 同一敷地内に、2 以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあつては 3m 以下、2 階にあつては 5m 以下である部分を有するものは、1 の建築物とみなす。

注 7 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注 8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注 9 地階及び無窓階の収容人員の合計が 20 人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注 10 当該階に避難上有効な開口部（直径 1m 以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75cm 以上及び 1.2m 以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが 15cm 以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注 11 同一敷地内に、2 以上の建築物（高さが 31m を超え、かつ、延べ面積 25,000 m²以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあつては 3m 以下、2 階にあつては 5m 以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては 15,000 m²、準耐火建築物にあつては 10,000 m²、その他の建築物にあつては 5,000 m²でそれぞれ除した商の和が 1 以上となるものであるときは、これらの建築物は、1 の建築物とみなす。

注 12 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(11)項【神社・寺院・教会等】

設 備 の 種 類	設 置 基 準		関係法令	
消 火 器 具	延面積 300 ㎡以上		令 10 条	
	上記延面積未満のもののうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの			
	地階・無窓階又は3階以上の階	床面積 50 ㎡以上		
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの	則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの	
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所	
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所	
火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所		条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上	則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所	条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 1,000 ㎡以上・＜耐火、準耐火+内装制限 2,000 ㎡以上＞・【耐火+内装制限 3,000 ㎡以上】〔注 1〕		令 11 条	
	地階・無窓階又は 4 階以上の階	床面積 200 ㎡以上・＜耐火、準耐火+内装制限 400 ㎡以上＞・【耐火+内装制限 600 ㎡以上】〔注 1〕		
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）		
	地階を除く階数が 5 以上		条例34条の6	
スプリンクラー設備	階数が 11 以上	11 階以上の階	〔注 3〕	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）		
	地盤面からの高さが 31m を超える階		〔注 4〕	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）		
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)	
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)	
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
	駐車のに供する部分〔注 5〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)		
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）		
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）		
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)		
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び 2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上〔注 6〕		
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による			
	敷地内に 2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）〔注 7〕		
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 1,000 ㎡以上		令 21 条	
	地階・無窓階又は 3 階以上の階	床面積 300 ㎡以上		
	階数が 11 以上	11 階以上の階		
	駐車のに供する部分のある階〔注 5〕	地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上		
	道路の用に供する部分	屋上 床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上		
	通信機器室	床面積 500 ㎡以上		

第7章 用途別消防用設備等早見表

	指定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上		
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）		令 21 条の 2
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 500 m ² 以上	[注 8]	令 22 条
消防機関へ通報する 火災報知設備	延面積 1,000 m ² 以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）			令 23 条
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 50 人以上			令 24 条
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上（対象物全体に設置）		
非 常 警 報 設 備 (放送設備 ＋非常ベル等)	地階を除く階数が 11 以上			
	地階の階数が 3 以上			
避 難 器 具	2 階以上の階・地階	収容人員 50 人以上（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の 2 階を除く。）		令 25 条
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上		
	6 階以上の階	収容人員 30 人以上		条例 34 条の 12
誘 導 灯	地階、無窓階及び 11 階以上の部分			令 26 条
誘 導 標 識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）			
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20,000 m ² 以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 m²以上 ・準耐火建築物 10,000 m²以上 ・その他 5,000 m²以上	令 27 条
	高さが 31m を 超える建築物	延面積 25,000 m ² 以上（地階を除く。）		
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 m ² 以上		令 28 条の 2
連 結 送 水 管	・地階を除く階数が 7 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 m ² 以上 ・道路の用に供される部分を有するもの			令 29 条
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場		条例 34 条の 14
非常コンセント設備	地階を除く階 数が 11 以上	11 階以上の階		令 29 条の 2
	地 階	床面積の合計 1,000 m ² 以上		条例 34 条の 15
総 合 操 作 盤	・延面積 50,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が 15 以上で、延面積 30,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 m ² 以上のもののうち [注 12] に該当するもの ・地階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもののうち [注 12] に該当するもの			則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自 動 消 火 装 置	高さ 31m を超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上		条例 3 条の 4

注1 く>は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150 m²（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300 m²）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150 m²（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300 m²）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注3 規則第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

注4 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注5 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令13条にあつては屋上部分を含む。）。

注6 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

注7 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注9 地階及び無窓階の収容人員の合計が20人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注10 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注11 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000 m²以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000 m²、準耐火建築物にあつては10,000 m²、その他の建築物にあつては5,000 m²でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

注12 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(12)項イ【工場又は作業場】

設 備 の 種 類	設 置 基 準		関係法令	
消 火 器 具	延面積 150 ㎡以上		令 10 条	
	上記延面積未満のものうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの			
	地階・無窓階又は3 階以上の階	床面積 50 ㎡以上		
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの	則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの	
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所	
多量の火気		令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所		
火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所		条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上	則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所	条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 700 ㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 1,400 ㎡以上>・【耐火+内装制限 2,100 ㎡以上】〔注 1〕		令 11 条	
	地階・無窓階又は 4 階以上の階	床面積 150 ㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 300 ㎡以上>・【耐火+内装制限 450 ㎡以上】〔注 1〕		
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）		
	地階を除く階数が 5 以上		〔注 2〕 条例34条の6	
スプリンクラー設備	階数が 11 以上	11 階以上の階	令 12 条	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）		
	地階・無窓階	床面積 2,000 ㎡以上	条例34条の7	
	地盤面からの高さが 31m を超える階			〔注 4〕
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）	令 13 条	
	道路の用に供する部分	屋上 床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
		その他 床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階 床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階 床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	駐車場の用に供する部分 〔注 5〕	地階・2 階以上の階 床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階 床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		屋上 床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		機械装置駐車 収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)		
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	令 13 条
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8
地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）				
指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）		令 13 条	
冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)		条例34条の8	
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上	〔注 6〕 令 19 条	
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による		令 20 条	
	敷地内に2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上 (耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。) 〔注 7〕		条例34条の9
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 500 ㎡以上		令 21 条	
	地階・無窓階又は 3 階以上の階	床面積 300 ㎡以上		
	階数が 11 以上	11 階以上の階		
	駐車場の用に供する部分のある階 〔注 5〕	地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上		
	道路の用に供する部分	屋上 床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上		
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上		

第7章 用途別消防用設備等早見表

ガス漏れ火災警報設備	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）	令 21 条の 2
漏 電 火 災 警 報 器	ラスマルタルを使用	延面積 300 ㎡以上	〔注 8〕 令 22 条
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 500 ㎡以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）		令 23 条
非 常 警 報 器 具	収容人員 20 人以上 50 人未満		令 24 条
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 50 人以上		
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上（対象物全体に設置）	
		〔注 9〕	
非 常 警 報 設 備 (放送設備 ＋非常ベル等)	地階を除く階数が 11 以上		令 25 条
	地階の階数が 3 以上		
避 難 器 具	3 階以上の階・地階	地階・無窓階 収容人員 100 人以上 上記以外の階 収容人員 150 人以上	
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上	
	6 階以上の階	収容人員 30 人以上	条例 34 条の 12
誘 導 灯	延面積 300 ㎡以上		条例 34 条の 13
	地階、無窓階及び 11 階以上の部分		令 26 条
誘 導 標 識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）		
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20,000 ㎡以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 ㎡以上 ・準耐火建築物 10,000 ㎡以上 ・その他 5,000 ㎡以上
	高さが 31m を 超える建築物	延面積 25,000 ㎡以上（地階を除く。）	〔注 11〕 令 27 条
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 ㎡以上	令 28 条の 2
連 結 送 水 管	・地階を除く階数が 7 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 ㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの		令 29 条
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場	条例 34 条の 14
非常コンセント設備	地階を除く階数が 11 以上	11 階以上の階	令 29 条の 2
	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上	条例 34 条の 15
総 合 操 作 盤	・延面積 50,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 15 以上で、延面積 30,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 ㎡以上のもののうち〔注 12〕に該当するもの ・地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上のもののうち〔注 12〕に該当するもの		則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自 動 消 火 装 置	高さ 31m を超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上	条例 3 条の 4

注 1 < >は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したものの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したものの。

注 2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5 階以上の階の部分の床面積の合計が 150 ㎡（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては 300 ㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5 階以上の部分が床面積の合計 150 ㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては 300 ㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注 3 規則第 13 条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

注 4 地盤面からの高さが 31m を超える階とは、地盤面から測った 31m のラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注 5 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令 13 条にあつては屋上部分を含む。）。

注 6 同一敷地内に、2 以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあつては 3m 以下、2 階にあつては 5m 以下である部分を有するものは、1 の建築物とみなす。

注 7 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注 8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注 9 地階及び無窓階の収容人員の合計が 20 人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注 10 当該階に避難上有効な開口部（直径 1m 以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75cm 以上及び 1.2m 以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが 15cm 以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注 11 同一敷地内に、2 以上の建築物（高さが 31m を超え、かつ、延べ面積 25,000 ㎡以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあつては 3m 以下、2 階にあつては 5m 以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては 15,000 ㎡、準耐火建築物にあつては 10,000 ㎡、その他の建築物にあつては 5,000 ㎡でそれぞれ除した商の和が 1 以上となるものときは、これらの建築物は、1 の建築物とみなす。

注 12 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(12) 項口 〔映画スタジオ又はテレビスタジオ〕

設 備 の 種 類	設 置 基 準			関係法令	
消 火 器 具	延面積 150 ㎡以上			令 10 条	
	上記延面積未満のもののうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの				
	地階・無窓階又は3 階以上の階		床面積 50 ㎡以上		
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの		則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの		
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所		
多量の火気		令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所			
火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所			条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上		則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所		条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 700 ㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 1,400 ㎡以上>・【耐火+内装制限 2,100 ㎡以上】			〔注 1〕	
	地階・無窓階又は 4 階以上の階	床面積 150 ㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 300 ㎡以上>・【耐火+内装制限 450 ㎡以上】		〔注 1〕	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
	地階を除く階数が 5 以上			〔注 2〕	
スプリンクラー設備	階数が 11 以上	11 階以上の階		〔注 3〕	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
	スタジオ部分の存する階	地階・無窓階・4 階以上の階	スタジオ部分の床面積の合計が 300 ㎡以上	〔注 4〕	
		上記以外の階		スタジオ部分の床面積の合計が 500 ㎡以上	
	地盤面からの高さが 31m を超える階			〔注 5〕	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）		令 13 条	
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	駐車場の用に供する部分〔注 6〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末) ・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)			
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末) 地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）			
冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)				
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び 2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上		〔注 7〕	
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による				
	敷地内に 2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）		〔注 8〕	
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 500 ㎡以上			令 21 条	
	地階・無窓階又は 3 階以上の階		床面積 300 ㎡以上		
	階数が 11 以上	11 階以上の階			
	駐車場の用に供する部分のある階〔注 6〕		地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上		
	道路の用に供する部分	屋上 床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上			

第7章 用途別消防用設備等早見表

	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上			
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）			令 21 条の 2
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 300 ㎡以上〔注 9〕			令 22 条
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 500 ㎡以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）				令 23 条
非 常 警 報 器 具	収容人員 20 人以上 50 人未満				令 24 条
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 50 人以上				
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上（対象物全体に設置）〔注 10〕			
非 常 警 報 設 備 (放送設備 ＋非常ベル等)	地階を除く階数が 11 以上				
	地階の階数が 3 以上				
避 難 器 具	3 階以上の階・地階	地階・無窓階	収容人員 100 人以上		令 25 条
		上記以外の階	収容人員 150 人以上		
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上〔注 11〕			条例34条の12
	6 階以上の階	収容人員 30 人以上			
誘 導 灯	延面積 300 ㎡以上				条例34条の13
	地階、無窓階及び 11 階以上の部分				令 26 条
誘 導 標 識	全て				
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20,000 ㎡以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 ㎡以上 ・準耐火建築物 10,000 ㎡以上 ・その他 5,000 ㎡以上〔注 12〕		令 27 条
	高さが 31m を 超える建築物	延面積 25,000 ㎡以上（地階を除く。）			
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 ㎡以上			令 28 条の 2
連 結 送 水 管	・地階を除く階数が 7 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 ㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの				令 29 条
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場			条例34条の14
非常コンセント設備	地階を除く階数が 11 以上	11 階以上の階			令 29 条の 2
	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上			条例34条の15
総 合 操 作 盤	・延面積 50,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 15 以上で、延面積 30,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 ㎡以上のもののうち〔注 13〕に該当するもの ・地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上のもののうち〔注 13〕に該当するもの				則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自 動 消 火 装 置	高さ 31m を超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上			条例 3 条の 4

注1 く>は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150㎡（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注3 規則第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

注4 スタジオ部分とは、映画又はテレビの撮影の用に供する部分であり、これに接続して設けられた大道具室又は小道具室を含む。

注5 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令13条にあつては屋上部分を含む。）。

注7 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

注8 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注9 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注10 地階及び無窓階の収容人員の合計が20人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注11 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注12 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000㎡以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000㎡、準耐火建築物にあつては10,000㎡、その他の建築物にあつては5,000㎡でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

注13 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(13)項イ〔自動車車庫又は駐車場〕

設 備 の 種 類	設 置 基 準		関係法令	
消 火 器 具	延面積 150 ㎡以上		令 10 条	
	上記延面積未満のもののうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの			
	地階・無窓階又は3階以上の階	床面積 50 ㎡以上		
	付加設置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの	則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの	
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所	
多量の火気		令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所		
	火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所	条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上	則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所	条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）	令 11 条	
	地階を除く階数が 5 以上		[注 1] 条例34条の6	
スプリンクラー設備	階数が 11 以上	11 階以上の階	[注 2] 令 12 条	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）	[注 3] 条例34条の7	
	地盤面からの高さが 31m を超える階			
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	・延面積 700 ㎡以上(駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造のものを除く。) ・吹抜け部分を共有する 2 以上の階で駐車場の床面積の合計 200 ㎡以上 (水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8	
	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場 (泡・粉末)	令 13 条	
	道路の用に供する部分	屋上 床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
		その他 床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階 床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階 床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	駐車の用に供する部分 [注 4]	地階・2 階以上の階 床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階 床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		屋上 床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		機械装置駐車 収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	条例34条の8	
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)		
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	令 13 条
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等 (不ガス・ハロゲン・粉末)		
指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上 (品名ごとに適応する消火設備)		令 13 条	
冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)		条例34条の8	
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上	[注 5] 令 19 条	
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による		令 20 条	
	敷地内に2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上 (耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。)		条例34条の9
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 500 ㎡以上		令 21 条	
	地階・無窓階又は 3 階以上の階	床面積 300 ㎡以上		
	階数が 11 以上	11 階以上の階		
	駐車の用に供する部分のある階 [注 4]	地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上		
	道路の用に供する部分	屋上 床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上		

第 7 章 用途別消防用設備等早見表

	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上			
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）			令 21 条の 2
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 1,000 ㎡以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）				令 23 条
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 50 人以上				令 24 条
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上（対象物全体に設置）〔注 7〕			
非 常 警 報 設 備 (放送設備 +非常ベル等)	地階を除く階数が 11 以上				
	地階の階数が 3 以上				
避 難 器 具	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上〔注 8〕			令 25 条
	6 階以上の階	収容人員 30 人以上			条例34条の12
誘 導 灯	地階、無窓階及び 11 階以上の部分				令 26 条
誘 導 標 識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）				
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20,000 ㎡以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 ㎡以上 ・準耐火建築物 10,000 ㎡以上 ・その他 5,000 ㎡以上〔注 9〕		令 27 条
	高さが 31m を 超える建築物	延面積 25,000 ㎡以上（地階を除く。）			
排 煙 設 備	地階・無窓階	床面積 1,000 ㎡以上			令 28 条
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 ㎡以上			令 28 条の 2
連 結 送 水 管	・地階を除く階数が 7 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 ㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの				令 29 条
	地階・無窓階	床面積 1,000 ㎡以上（1 階及び 2 階を除く。）			条例34条の14
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場			
非常コンセント設備	地 階 を 除 く 階 数が 11 以上	11 階以上の階			令 29 条の 2
	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上			条例34条の15
総 合 操 作 盤	・延面積 50,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 15 以上で、延面積 30,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 ㎡以上のもののうち〔注 10〕に該当するもの ・地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上のもののうち〔注 10〕に該当するもの				則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自 動 消 火 装 置	高さ 31m を超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上			条例3条の4

- 注 1 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5 階以上の階の部分の床面積の合計が 150 ㎡（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあっては 300 ㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5 階以上の部分が床面積の合計 150 ㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあっては 300 ㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注 2 規則第 13 条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。
- 注 3 地盤面からの高さが 31m を超える階とは、地盤面から測った 31m のラインより上に、当該階の床面がある階をいう。
- 注 4 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令 13 条にあっては屋上部分を含む。）。
- 注 5 同一敷地内に、2 以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあっては 3m 以下、2 階にあっては 5m 以下である部分を有するものは、1 の建築物とみなす。
- 注 6 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。
- 注 7 地階及び無窓階の収容人員の合計が 20 人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。
- 注 8 当該階に避難上有効な開口部（直径 1m 以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75cm 以上及び 1.2m 以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが 15cm 以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）
- 注 9 同一敷地内に、2 以上の建築物（高さが 31m を超え、かつ、延べ面積 25,000 ㎡以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあっては 3m 以下、2 階にあっては 5m 以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあっては 15,000 ㎡、準耐火建築物にあっては 10,000 ㎡、その他の建築物にあっては 5,000 ㎡でそれぞれ除した商の和が 1 以上となるものであるときは、これらの建築物は、1 の建築物とみなす。
- 注 10 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(13) 項口〔飛行機又は回転翼航空機の格納庫〕

設 備 の 種 類	設 置 基 準		関係法令	
消 火 器 具	延面積 150 ㎡以上		令 10 条	
	上記延面積未満のもののうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの			
	地階・無窓階又は3階以上の階	床面積 50 ㎡以上		
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの	則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの	
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所	
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所	
火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所		条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上	則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1, 000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1, 000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1, 000kw 未満の発電設備のある場所	条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）	令 11 条	
	地階を除く階数が 5 以上		[注 1] 条例34条の6	
スプリンクラー設備	階数が 11 以上	11 階以上の階	[注 2]	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1, 000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）		
	地盤面からの高さが 31m を超える階		[注 3] 条例34条の7	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	(13) 項口に掲げる防火対象物	全て（泡・粉末）		令 13 条
	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）		
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)	
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)	
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
	駐車のに供する部分〔注 4〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1, 000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1, 000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)		
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	令 13 条
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）		
指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1, 000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）		令 13 条	
冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)		条例34条の8	
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の床面積の合計	耐火建築物 9, 000 ㎡以上・準耐火建築物 6, 000 ㎡以上・その他 3, 000 ㎡以上〔注 5〕		令 19 条
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による		令 20 条	
	敷地内に2以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3, 000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）〔注 6〕		条例34条の9
自 動 火 災 報 知 設 備	全て		令 21 条	
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）		令 21 条の 2

第7章 用途別消防用設備等早見表

消防機関へ通報する 火災報知設備	延面積 1,000 ㎡以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）			令 23 条
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 50 人以上			令 24 条
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上（対象物全体に設置）〔注 7〕		
非 常 警 報 設 備 (放送設備 ＋非常ベル等)	地階を除く階数が 11 以上			
	地階の階数が 3 以上			
避 難 器 具	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上		令 25 条
	6 階以上の階	収容人員 30 人以上		条例34条の12
誘 導 灯	地階、無窓階及び 11 階以上の部分			令 26 条
誘 導 標 識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）			
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20,000 ㎡以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 ㎡以上 ・準耐火建築物 10,000 ㎡以上 ・その他 5,000 ㎡以上	〔注 9〕 令 27 条
	高さが 31m を 超える建築物	延面積 25,000 ㎡以上（地階を除く。）		
排 煙 設 備	地階・無窓階	床面積 1,000 ㎡以上		令 28 条
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 ㎡以上		令 28 条の 2
連 結 送 水 管	・地階を除く階数が 7 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 ㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの			令 29 条
	地階・無窓階	床面積 1,000 ㎡以上（1 階及び 2 階を除く。）		条例34条の14
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場		
非常コンセント設備	地階を除く階 数が 11 以上	11 階以上の階		令 29 条の 2
	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上		条例34条の15
総 合 操 作 盤	・延面積 50,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 15 以上で、延面積 30,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 ㎡以上のもののうち〔注 10〕に該当するもの ・地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上のもののうち〔注 10〕に該当するもの			則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自 動 消 火 装 置	高さ 31m を超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上		条例3条の 4

注 1 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5 階以上の階の部分の床面積の合計が 150 m²（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあっては 300 m²）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5 階以上の部分が床面積の合計 150 m²（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあっては 300 m²）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注 2 規則第 13 条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

注 3 地盤面からの高さが 31m を超える階とは、地盤面から測った 31m のラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注 4 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く。

注 5 同一敷地内に、2 以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあっては 3m 以下、2 階にあっては 5m 以下である部分を有するものは、1 の建築物とみなす。

注 6 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注 7 地階及び無窓階の収容人員の合計が 20 人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注 8 当該階に避難上有効な開口部（直径 1m 以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75cm 以上及び 1.2m 以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが 15cm 以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注 9 同一敷地内に、2 以上の建築物（高さが 31m を超え、かつ、延べ面積 25,000 m²以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあっては 3m 以下、2 階にあっては 5m 以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあっては 15,000 m²、準耐火建築物にあっては 10,000 m²、その他の建築物にあっては 5,000 m²でそれぞれ除した商の和が 1 以上となるものであるときは、これらの建築物は、1 の建築物とみなす。

注 10 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(14)項【倉庫】

設 備 の 種 類	設 置 基 準				関係法令	
消 火 器 具	延面積 150 ㎡以上				令 10 条	
	上記延面積未満のもののうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの					
	地階・無窓階又は3階以上の階		床面積 50 ㎡以上			
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの			則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの			
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所			
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所			
火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所				条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上			則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所			条例 34 条の 5	
	屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 700 ㎡以上・＜耐火、準耐火+内装制限 1,400 ㎡以上＞・【耐火+内装制限 2,100 ㎡以上】	〔注 1〕			令 11 条
地階・無窓階又は 4 階以上の階		床面積 150 ㎡以上・＜耐火、準耐火+内装制限 300 ㎡以上＞・【耐火+内装制限 450 ㎡以上】〔注 1〕				
指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）				
地階を除く階数が 5 以上				条例34条の6		
スプリンクラー設備	ラック式倉庫（天井(天井の無い場合は屋根の下面)の高さが 10m を超え、延面積が次に掲げるもの）				令 12 条	
	延面積 700 ㎡以上・＜耐火、準耐火+内装制限 1,400 ㎡以上＞・【耐火+内装制限 2,100 ㎡以上】					〔注 1〕
	階数が 11 以上	11 階以上の階				〔注 3〕
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）				
	地盤面からの高さが 31m を超える階				条例34条の7	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）			令 13 条	
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)			
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)			
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
	駐車のに供する部分〔注 5〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
	機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)				
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末) ・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)			条例34条の8	
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			令 13 条	
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			条例34条の8	
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）				
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）			令 13 条	
冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)			条例34条の8		
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上			〔注 6〕 令 19 条	
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による				令 20 条	
	敷地内に2以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）			〔注 7〕 条例34条の9	
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 500 ㎡以上				令 21 条	
	地階・無窓階又は 3 階以上の階	床面積 300 ㎡以上	階数が 11 以上	11 階以上の階		
	駐車のに供する部分のある階〔注 5〕		地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上			
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上			

第7章 用途別消防用設備等早見表

	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上		
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員1人以上（温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く。）		令21条の2
漏電火災警報器	ラスモルタルを使用	延面積 1,000㎡以上〔注8〕		令22条
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 1,000㎡以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）			令23条
非常警報設備 （非常ベル等）	収容人員50人以上			令24条
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計20人以上（対象物全体に設置）〔注9〕		
非常警報設備 （放送設備＋非常ベル等）	地階を除く階数が11以上			
	地階の階数が3以上			
避難器具	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上〔注10〕		令25条
	6階以上の階	収容人員30人以上		条例34条の12
誘導灯	地階、無窓階及び11階以上の部分			令26条
誘導標識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）			
消防用水	敷地面積が20,000㎡以上	1階及び2階床面積の合計	・耐火建築物 15,000㎡以上 ・準耐火建築物 10,000㎡以上 ・その他 5,000㎡以上 〔注11〕	令27条
	高さが31mを超える建築物	延面積 25,000㎡以上（地階を除く。）		
連結散水設備	地階	床面積の合計 700㎡以上		令28条の2
連結送水管	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 6,000㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの			令29条
	屋上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場		条例34条の14
非常コンセント設備	地階を除く階数が11以上	11階以上の階		令29条の2
	地階	床面積の合計 1,000㎡以上		条例34条の15
総合操作盤	・延面積 50,000㎡以上 ・地階を除く階数が15以上で、延面積 30,000㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延面積 10,000㎡以上のもののうち〔注12〕に該当するもの ・地階の床面積の合計が5,000㎡以上のもののうち〔注12〕に該当するもの			則12条 施行規程第4条の2
自動消火装置	高さ31mを超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw以上		条例3条の4

注1 く>は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注3 規則第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

注2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150 m²（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300 m²）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150 m²（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300 m²）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注4 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注5 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令13条にあつては屋上部分を含む。）。

注6 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

注7 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注9 地階及び無窓階の収容人員の合計が20人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注10 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注11 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000 m²以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000 m²、準耐火建築物にあつては10,000 m²、その他の建築物にあつては5,000 m²でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

注12 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(15)項【事務所等の前各項に該当しない事業場】

設 備 の 種 類	設 置 基 準			関係法令	
消 火 器 具	延面積 300 ㎡以上			令 10 条	
	上記延面積未満のもののうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの				
	地階・無窓階又は3 階以上の階		床面積 50 ㎡以上		
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの		則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの		
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所		
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所		
火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所			条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上		則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所			条例 34 条の 5
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 1,000 ㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 2,000 ㎡以上>・【耐火+内装制限 3,000 ㎡以上】〔注 1〕			令 11 条	
	地階・無窓階又は 4 階以上の階	床面積 200 ㎡以上・<耐火、準耐火+内装制限 400 ㎡以上>・【耐火+内装制限 600 ㎡以上】〔注 1〕			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
	地階を除く階数が 5 以上			〔注 2〕	条例34条の6
スプリンクラー設備	階数が 11 以上	11 階以上の階		〔注 3〕	令 12 条
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
	地盤面からの高さが 31m を超える階			〔注 4〕	条例34条の7
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）			令 13 条
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	駐車場の用に供する部分〔注 5〕	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			条例34条の8
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)			
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		令 13 条
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			条例34条の8
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）			令 13 条
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)			条例34条の8
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上〔注 6〕			令 19 条
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による			令 20 条	
	敷地内に2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）〔注 7〕			条例34条の9
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 1,000 ㎡以上			令 21 条	
	地階・無窓階又は 3 階以上の階	床面積 300 ㎡以上			
	階数が 11 以上	11 階以上の階			
	駐車場の用に供する部分のある階〔注 5〕		地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上		
	道路の用に供する部分	屋上 床面積 600 ㎡以上、その他 床面積 400 ㎡以上			
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上			

第7章 用途別消防用設備等早見表

	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上			
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）		令 21 条の 2	
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 1,000 m ² 以上	[注 8]	令 22 条	
		契約電流容量が 50 A を超えるもの	[注 8]		
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 1,000 m ² 以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）			令 23 条	
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 50 人以上			令 24 条	
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上（対象物全体に設置）			[注 9]
非 常 警 報 設 備 (放送設備 ＋非常ベル等)	地階を除く階数が 11 以上				
	地階の階数が 3 以上				
避 難 器 具	3 階以上の階・地階	地階・無窓階	収容人員 100 人以上	令 25 条	
		上記以外の階	収容人員 150 人以上		
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上		[注 10]	
	6 階以上の階	収容人員 30 人以上		条例34条の12	
誘 導 灯	地階、無窓階及び 11 階以上の部分			令 26 条	
誘 導 標 識	全て（誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。）				
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20,000 m ² 以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 10,000 m ² 以上 ・その他 5,000 m ² 以上	令 27 条	
	高さが 31m を 超える建築物	延面積 25,000 m ² 以上（地階を除く。）			[注 11]
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700 m ² 以上		令 28 条の 2	
連 結 送 水 管	・地階を除く階数が 7 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 m ² 以上 ・道路の用に供される部分を有するもの			令 29 条	
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場		条例34条の14	
非常コンセント設備	地階を除く階数が 11 以上		11 階以上の階	令 29 条の 2	
	地 階	床面積の合計 1,000 m ² 以上		条例34条の15	
総 合 操 作 盤	・延面積 50,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が 15 以上で、延面積 30,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 m ² 以上のもののうち〔注 12〕に該当するもの ・地階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもののうち〔注 12〕に該当するもの			則 12 条 施行規程第 4 条の 2	
自 動 消 火 装 置	高さ 31m を超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上		条例 3 条の 4	

注1 く>は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150 m²（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300 m²）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150 m²（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300 m²）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注3 規則第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

注4 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注5 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令13条にあつては屋上部分を含む。）。

注6 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

注7 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注9 地階及び無窓階の収容人員の合計が20人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注10 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注11 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000 m²以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000 m²、準耐火建築物にあつては10,000 m²、その他の建築物にあつては5,000 m²でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

注12 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(16) 項イ〔複合用途防火対象物のうち(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ部分を含むもの〕

設 備 の 種 類	設 置 基 準			関係法令	
消 火 器 具	各用途部分の設置基準に従って設置			令 10 条	
	延面積 150 ㎡以上（(3)項から(6)項まで、(9)項又は(12)項から(15)項までの用途を有するもの）			条例34条の4	
	地階・無窓階又は3階以上の階	各用途部分の設置基準に従って設置		令 10 条	
	付加設置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの		則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの		
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所		
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所		
火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所		条例 34 条の 4		
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上		則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所		条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	各用途部分の設置基準に従って設置			令 11 条	
	延面積 1,000 ㎡以上・〈耐火、準耐火+内装制限 2,000 ㎡以上〉・【耐火+内装制限 3,000 ㎡以上】〔注 1〕			条例34条の6	
	地階・無窓階又は4階以上の階	各用途部分の設置基準に従って設置		令 11 条	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
	地階を除く階数が 5 以上〔注 2〕			条例34条の6	
スプリンクラー設備	(1)項で舞台部が存するもの	(1)項の基準に従って設置		令 12 条	
	(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの床面積の合計 3,000 ㎡以上で、当該用途が存する階〔注 3〕				
	上記のほか (6)項イ(1)(2) (6)項ロ(1)～(5) が存するもの	(6)項イ(1)(2)が存するものは、当該用途部分に設置（〔注 4〕の場合）			
		(6)項ロ(1)(3)が存するものは、当該用途部分に設置（〔注 4〕の場合）			
		(6)項ロ(2)(4)(5)が存するものは次のとおり ・面積によらず当該用途部分に設置（〔注 4〕かつ〔注 5〕の場合） ・延面積 275 ㎡以上の場合、当該用途部分に設置（〔注 4〕かつ〔注 5〕以外の場合）			
	(14)項でラック式倉庫が存するもの	(14)項の基準に従って設置		条例34条の7	
	(2)項、(3)項ロで吹抜けを有するもの	(2)項、(3)項ロの基準に従って設置〔注 6〕			
	(12)項ロでスタジオ部分の存する階	(12)項ロの基準に従って設置〔注 7〕			
	地階を除く階数が 11 以上〔注 8〕				
	地階・無窓階	(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの存する階で、当該部分の床面積が 1,000 ㎡以上		令 12 条	
		(5)項ロ、(7)項、(8)項、(12)項の存する階で当該用途部分の床面積の合計 2,000 ㎡以上		条例34条の7	
	4階以上 10階以下 の階	(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの存する階で当該部分の床面積が 1,500 ㎡以上〔注 8〕		令 12 条	
		(2)項、(4)項の存する階で、当該部分の床面積が 1,000 ㎡以上			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）			
	地盤面からの高さが 31m を超える階〔注 9〕			条例34条の7	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	(13)項が存するもの	(13)項イ・ロの基準に従って設置	令 13 条、条例 34 条の 8		
	屋上（泡・粉末）	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場			
	道路の用に供する部分 （水噴霧・泡・不ガス・粉末）	屋上	床面積 600 ㎡以上		
		その他	床面積 400 ㎡以上		
	自動車の修理又は整備の用に供する部分 （泡・不ガス・ハロゲン・粉末）	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上		
		1 階	床面積 500 ㎡以上		
	駐車場の用に供する部分〔注 10〕 （水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末）	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上		
		1 階	床面積 500 ㎡以上		
		屋上	床面積 300 ㎡以上		
		機械装置駐車	収容台数 10 台以上		
	電 気 設 備 （不ガス・ハロゲン・粉末）	床面積 200 ㎡以上	・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所		
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分（不ガス・ハロゲン・粉末）		床面積 200 ㎡以上	令 13 条	
	通信機器室 （不ガス・ハロゲン・粉末）	床面積 500 ㎡以上	条例34条の8		
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等			
	指 定 可 燃 物（品名ごとに適応する消火設備）	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上		令 13 条	
	冷凍室又は冷蔵室（不ガス・ハロゲン）	床面積の合計 500 ㎡以上		条例34条の8	

第7章 用途別消防用設備等早見表

屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の 床面積の合計		耐火建築物 9, 000 m ² 以上・準耐火建築物 6, 000 m ² 以上・その他 3, 000 m ² 以上〔注 11〕		令 19 条
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による				令 20 条
	敷地内に 2 以上の 建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3, 000 m ² 以上 (耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の 床面積を除く。)[注 12]			条例34条の9
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 300 m ² 以上				令 21 条
	特定 1 階段等防火対象物〔注 13〕				
	上記 2 つのほか次に該当するもの				
	・ (2) 項ニ、(5) 項イ、(6) 項イ (1) から (3)、(6) 項ロ、(6) 項ハ (入居又は宿泊あり)、(13) 項ロの部分 が 存するものは、当該用途部分に設置 ・ (9) 項イ部分で 200 m ² 以上あるものは、当該用途部分に設置				
	・ (5) 項ロ部分で 200 m ² 以上あるものは、当該用途部分に設置 (特定主要構造部が耐火・準耐火構造を除く。)				条例34条の10
	小規模特定用途 複合防火対象物	・ 延面積 300 m ² 以上で、2 階以上の階を (5) 項ロに供するもの (特定主要構造部が耐火・ 準耐火構造を除く。) ・ 延面積 1, 000 m ² 以上〔注 14〕			条例34条の10
	地階・無窓階	(2) 項、(3) 項の存する階で、当該用途の床面積の合計 100 m ² 以上のもの			令 21 条
	階数が 11 以上	11 階以上の階			
	駐車のに供する部分のある階〔注 10〕		地階・2 階以上の階	当該部分の床面積 200 m ² 以上	
	道路のに供する部分		屋上	床面積 600 m ² 以上、その他 床面積 400 m ² 以上	
指定 可燃物		危令別表第 4 の数量の 500 倍以上			
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積の合計 1, 000 m ² 以上で、(1) 項から (4) 項、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ部分の床面積 の合計が 500 m ² 以上			令 21 条の 2
	温泉採取のための設備のあるもの		収容人員 1 人以上 (温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。)		
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 500 m ² 以上で、(1) 項から (4) 項、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ部分の床面積の合計が 300 m ² 以上〔注 15〕			令 22 条
		各用途部分の設置基準に従って設置〔注 15〕			
		契約電流容量が 50A を超えるもの〔注 15〕			
消防機関へ通報する 火災報知設備	各用途部分の設置基準に従って設置				令 23 条
非 常 警 報 器 具	各用途部分の設置基準に従って設置				令 24 条
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 50 人以上				
	(5) 項イ、(6) 項イ、(9) 項イが存するものは、当該用途の収容人員 20 人以上で、当該用途に設置				
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上 (対象物全体に設置)〔注 16〕			
非 常 警 報 設 備 (放送設備 ＋非常ベル等)	収容人員 500 人以上				
	(1) 項から (4) 項、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イが存するものは、当該用途の収容人員 300 人以上で、当該用途に設置				
	地階を除く階数が 11 以上				
	地階の階数が 3 以上				
	地階に存する (10) 項の車両の停車場部分				
避 難 器 具	各用途部分の設置基準に従って設置				令 25 条
	2 階	(2) 項、(3) 項の用途が存し、避難階又は地上に直通する階段が 1 で収容人員 10 人以上〔注 17〕			
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上〔注 17〕			
	6 階以上の階	収容人員 30 人以上			
誘 導 標 灯 識	全て (誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。)				令 26 条
消 防 用 水	敷 地 面 積 が 20, 000 m ² 以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・ 耐火建築物 15, 000 m ² 以上 ・ 準耐火建築物 10, 000 m ² 以上 ・ その他 5, 000 m ² 以上〔注 18〕		令 27 条
	高さが 31m を超える建築物	延面積 25, 000 m ² 以上 (地階を除く。)			
排 煙 設 備	各用途部分の設置基準に従って設置				令 28 条
連 結 散 水 設 備	各用途部分の設置基準に従って設置				令 28 条の 2
連 結 送 水 管	・ 地階を除く階数が 7 以上 ・ 地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6, 000 m ² 以上 ・ 道路のに供される部分を有するもの				令 29 条
	地階・無窓階	(2) 項、(4) 項、(10) 項、(13) 項が存するものは、当該部分の床面積 1, 000 m ² 以上 (1 階及び 2 階を除く。)			条例34条の14
	屋 上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場			
非常コンセント設備	地階を除く階数が 11 以上		11 階以上の階		令 29 条の 2
	地 階	床面積の合計 1, 000 m ² 以上			条例34条の15
総 合 操 作 盤	・ 延面積 50, 000 m ² 以上 ・ 地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10, 000 m ² 以上 ・ 地階を除く階数が 5 以上 10 以下で、延面積 20, 000 m ² 以上 ・ 地階の床面積の合計が 5, 000 m ² 以上のもののうち〔注 19〕に該当するもの				則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自 動 消 火 装 置	・ 地階 ・ 高さ 31m を超える建築物		厨房設備の入力合計 350kw 以上		条例 3 条の 4

第7章 用途別消防用設備等早見表

注1 く>は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。

【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。

注2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150㎡（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注3 規則第13条で定める部分を面積算定から除外する。また、(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途に供される部分の床面積の合計が3,000㎡以上の場合、当該用途部分が存する階すべてに設置が必要となる。

注4 規則第12条の2で定める構造を有するもの以外のもの。

注5 規則第12条の3で定める介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの。

注6 吹抜け部分を共有する2以上の階のうち、いずれかの階が地階、無窓階又は4階以上の階にある場合であつて、それらの各階の床面積の合計が1,000㎡以上のものに設置

注7 スタジオ部分とは、映画又はテレビの撮影の用に供する部分であり、これに接続して設けられた大道具室又は小道具室を含む。

注8 規則第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

注9 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注10 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令13条にあつては屋上部分を含む。）。

注11 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

注12 他の固定消防設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注13 令別表第1(1)項～(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途部分が、避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に存する防火対象物で、避難階以外の階から、避難階又は地上に直通する階段が1のもの。なお、屋外階段等を設ける場合は、この限りではない。

注14 小規模特定用途複合防火対象物とは、(16)項イに掲げる防火対象物のうち、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該部分が存する防火対象物の延べ面積の十分の一以下で、かつ、300㎡未満であるものをいう。

小規模特定用途複合防火対象物においては、感知器、地区音響装置及び発信機の設置を要しない部分が存するため、条例により、感知器、地区音響装置及び発信機の設置が必要となるものである。

注15 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注16 地階及び無窓階の収容人員の合計が20人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注17 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注18 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000㎡以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000㎡、準耐火建築物にあつては10,000㎡、その他の建築物にあつては5,000㎡でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

注19 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(16) 項口【複合用途防火対象物のうち(16)項イ以外のもの】

設 備 の 種 類	設 置 基 準		関係法令
消 火 器 具	各用途部分の設置基準に従って設置		令 10 条
	延面積 150 ㎡以上（(3)項から(6)項まで、(9)項又は(12)項から(15)項までの用途を有するもの）		条例34条の4
	地階・無窓階又は3階以上の階	各用途部分の設置基準に従って設置	令 10 条
	付 加 設 置	少量危険物 令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの	則 6 条
		指定可燃物 令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの	
		電気設備 令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所	
		多量の火気 令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所	
	火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所	条例 34 条 の 4
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上	則 7 条
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所	条例 34 条 の 5
屋 内 消 火 栓 設 備	各用途部分の設置基準に従って設置		令 11 条
	延面積 1,000 ㎡以上・＜耐火、準耐火+内装制限 2,000 ㎡以上＞・【耐火+内装制限 3,000 ㎡以上】〔注 1〕		条例34条の6
	地階・無窓階又は4階以上の階	各用途部分の設置基準に従って設置	令 11 条
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）	
	地階を除く階数が 5 以上〔注 2〕		条例34条の6
スプリンクラー設備	階数が 11 以上	11 階以上の階〔注 3〕	令 12 条
	(14)項でラック式倉庫が存するもの	(14)項の基準に従って設置	
	(12)項ロでスタジオ部分の存する階	(12)項ロの基準に従って設置〔注 4〕	条例34条の7
	地階・無窓階	(5)項ロ、(7)項、(8)項、(12)項の存する階で当該用途部分の床面積の合計 2,000 ㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）	令 12 条
	地盤面からの高さが 31m を超える階〔注 5〕		条例34条の7
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	(13)項が存するもの	(13)項イ・ロの基準に従って設置	令 13 条、条例 34 条の 8
	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）	令 13 条
	道路の用に供する部分	屋上 床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)	
		その他 床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)	
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階 床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		1 階 床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
	駐車のに供する部分〔注 6〕	地階・2 階以上の階 床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		1 階 床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		屋上 床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		機械装置駐車 収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末) ・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)	条例34条の8
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分 床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		令 13 条
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	
		地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）	条例34条の8
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）	令 13 条
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)	条例34条の8
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び 2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上〔注 7〕	令 19 条
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による		令 20 条

第7章 用途別消防用設備等早見表

	敷地内に 2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 m ² 以上 (耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。) 〔注 8〕		条例34条の9
自動火災報知設備	延面積 1,000 m ² 未満のものうち、次に該当する各用途部分に設置			令 21 条
	・ (13) 項口、(17) 項の部分が残るもの ・ (7) 項、(8) 項、(9) 項口、(10) 項、(12) 項、(13) 項イ、(14) 項部分で 500 m ² 以上あるもの			
	・ (5) 項口部分が残るもの	・ (5) 項口部分で 500 m ² 以上あるもの		条例34条の10
		・ (5) 項口部分で 200 m ² 以上あるもの (特定主要構造部が耐火・準耐火構造を除く。) ・ 2 階以上の階を (5) 項口に供するもので、延面積が 300 m ² 以上のもの (特定主要構造部が耐火・準耐火構造を除く。)		
	延面積 1,000 m ² 以上			令 21 条
	地階・無窓階又は 3 階以上の階		床面積 300 m ² 以上	
	階数が 11 以上	11 階以上の階		
	駐車の用に供する部分のある階 〔注 6〕		地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 m ² 以上	
	道路の用に供する部分	屋上 床面積 600 m ² 以上、その他 床面積 400 m ² 以上		
	通信機器室	床面積 500 m ² 以上		
指定可燃物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上			
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上 (温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。)		令 21 条の 2
漏電火災警報器	ラスモルタルを使用	各用途部分の設置基準に従って設置 〔注 9〕		令 22 条
		契約電流容量が 50A を超えるもの 〔注 9〕		
消防機関へ通報する火災報知設備	各用途部分の設置基準に従って設置			令 23 条
非常警報器具	各用途部分の設置基準に従って設置			令 24 条
非常警報設備 (非常ベル等)	収容人員 50 人以上			
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上 (対象物全体に設置) 〔注 10〕		
非常警報設備 (放送設備 +非常ベル等)	各用途部分の設置基準に従って設置			
	地階を除く階数が 11 以上			
	地階の階数が 3 以上			
	地階に存する (10) 項の車両の停車場部分 条例34条の11			
避難器具	各用途部分の設置基準に従って設置			令 25 条
	3 階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階で収容人員 10 人以上 〔注 11〕		条例34条の12
	6 階以上の階	収容人員 30 人以上		
誘導灯	地階、無窓階及び 11 階以上の部分			令 26 条
	(7) 項、(12) 項が残るもの	(7) 項、(12) 項の基準に従って設置 条例34条の13		
誘導標識	全て (誘導灯の有効範囲内の部分は誘導標識を設置しないことができる。)			令 26 条
消防用水	敷地面積が 20,000 m ² 以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・ 耐火建築物 15,000 m ² 以上 ・ 準耐火建築物 10,000 m ² 以上 ・ その他 5,000 m ² 以上 〔注 12〕	令 27 条
	高さが 31m を超える建築物	延面積 25,000 m ² 以上 (地階を除く。)		
排煙設備	各用途部分の設置基準に従って設置			令 28 条
連結散水設備	各用途部分の設置基準に従って設置			令 28 条の 2
連結送水管	・ 地階を除く階数が 7 以上 ・ 地階を除く階数が 5 以上で、延面積 6,000 m ² 以上 ・ 道路の用に供される部分を有するもの			令 29 条
	地階・無窓階	(10) 項、(13) 項が残るものは、当該部分の床面積 1,000 m ² 以上 (1 階及び 2 階を除く。)		条例34条の14
	屋上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場		
非常コンセント設備	地階を除く階数が 11 以上	11 階以上の階		令 29 条の 2
	地階	床面積の合計 1,000 m ² 以上 条例34条の15		
総合操作盤	・ 延面積 50,000 m ² 以上 ・ 地階を除く階数が 15 以上で、延面積 30,000 m ² 以上 ・ 地階を除く階数が 11 以上で、延面積 10,000 m ² 以上のもののうち 〔注 13〕 に該当するもの ・ 地階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもののうち 〔注 13〕 に該当するもの			則 12 条 施行規程第 4 条の 2
自動消火装置	高さが 31m を超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上		条例 3 条の 4

第7章 用途別消防用設備等早見表

- 注1 く>は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。
【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。
- 注2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150㎡（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注3 規則第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。
- 注4 スタジオ部分とは、映画又はテレビの撮影の用に供する部分であり、これに接続して設けられた大道具室又は小道具室を含む。
- 注5 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。
- 注6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令13条にあつては屋上部分を含む。）。
- 注7 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。
- 注8 他の固定消防設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。
- 注9 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。
- 注10 地階及び無窓階の収容人員の合計が20人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。
- 注11 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）
- 注12 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000㎡以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000㎡、準耐火建築物にあつては10,000㎡、その他の建築物にあつては5,000㎡でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。
- 注13 スプリンクラー設備、共同住宅用スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）のいずれかが設置されているもの。

(16の2)項【地下街】

※地下街の中に(1)項から(16)項までの用途に供される建築物が存するときは、これらは地下街の部分とみなす。

設 備 の 種 類	設 置 基 準		関係法令			
消 火 器 具	全 て		令 10 条			
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの	則 6 条		
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの			
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所			
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所			
	火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所		条例 34 条 の 4		
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上	則 7 条			
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所	条例 34 条 の 5			
屋 内 消 火 栓 設 備	延面積 150 ㎡以上・＜耐火、準耐火+内装制限 300 ㎡以上＞・【耐火+内装制限 450 ㎡以上】		令 11 条			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）				
スプリンクラー設備	全 て		条例34条の7			
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	道路の用に供する部分		令 13 条			
	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)					
	自動車の修理又は整備の用に供する部分			地階 床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	地階 床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)					
	駐車の用に供する部分 〔注 2〕	機械装置駐車		収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)				
	電 気 設 備	・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所		条例34条の8		
		鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分			床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	
		通信機器室				令 13 条
		指 定 可 燃 物				
	冷凍室又は冷蔵室		床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)		条例34条の8	
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備設置対象物		令 20 条			
	敷地内に 2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上 (耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。)		条例34条の9		
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 300 ㎡以上		令 21 条			
	(2)項ニ、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで及び(6)項ロの用途に供する部分					
	(6)項ハの用途に供する部分（利用者を入居させ又は宿泊させるもの）					
	駐車場の用に供する部分のある階	〔注 2〕		地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 ㎡以上		
	道路の用に供する部分			床面積 400 ㎡以上		
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上				
ガス漏れ火災警報設備	延面積 1,000 ㎡以上		令 21 条の 2			
	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）				
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	延面積 300 ㎡以上	〔注 4〕 令 22 条			
消防機関へ通報する火災報知設備		全 て（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）		令 23 条		
非常警報設備（放送設備＋非常ベル等）		全 て		令 24 条		
誘 導 灯	全 て			令 26 条		
排 煙 設 備	延面積 1,000 ㎡以上			令 28 条		
連 結 散 水 設 備	延面積 700 ㎡以上			令 28 条の 2		
連 結 送 水 管	・延面積 1,000 ㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの			令 29 条		

第 7 章 用途別消防用設備等早見表

非常コンセント設備	延面積 1,000 m ² 以上		令 29 条の 2
無線通信補助設備	延面積 1,000 m ² 以上		令 29 条の 3
総 合 操 作 盤	延面積 1,000 m ² 以上		則 12 条
自 動 消 火 装 置	地 階	厨房設備の入力合計 350kw 以上	条例 3 条の 4

- 注 1 く >は、特定主要構造部が耐火構造のもの又は特定主要構造部を準耐火構造とし内装制限（難燃材料）したもの。
- 【 】は、特定主要構造部が耐火構造で、かつ、内装制限（難燃材料）したもの。
- 注 2 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令 13 条にあつては屋上部分を含む。）。
- 注 3 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。
- 注 4 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

(16の3)項〔準地下街〕

※(1)項から(16)項までの用途に供される建築物又はその部分が準地下街の部分に該当するときは、これらは準地下街の部分であるほか、(1)項から(16)項までの防火対象物又はその部分であるとみなす。

設 備 の 種 類	設 置 基 準		関係法令		
消 火 器 具	全て		令 10 条		
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの	則 6 条	
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの		
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所		
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所		
	火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所		条例 34 条 の 4	
大 型 消 火 器	指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上	則 7 条		
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所	条例 34 条 の 5		
屋 内 消 火 栓 設 備	指定可燃物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）	令 11 条		
スプリンクラー設備	全て		条例34条の7		
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	道路の用に供する部分	床面積 400 m ² 以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)	令 13 条		
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階 床面積 200 m ² 以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
	駐車 の用に供する 部分〔注 1〕	地階 床面積 200 m ² 以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
		機械装置駐車 収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)			
	電 気 設 備	床面積 200 m ² 以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	条例34条の8		
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所			
		鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 m ² 以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	令 13 条
		通 信 機 器 室		床面積 500 m ² 以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	
	指定可燃物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）		条例34条の8	
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 m ² 以上(不ガス・ハロゲン)			
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備設置対象物		令 20 条		
	敷地内に 2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 m ² 以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）〔注 2〕		条例34条の9	
自 動 火 災 報 知 設 備	延面積 500 m ² 以上 かつ、(1) 項～(4) 項、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ部分の床面積合計 300 m ² 以上		令 21 条		
	特定 1 階段等防火対象物〔注 3〕				
	駐車 の用に供する部分のある階〔注 1〕	地階・2 階以上の階 当該部分の床面積 200 m ² 以上			
	道路の用に供する部分	床面積 400 m ² 以上			
	通 信 機 器 室	床面積 500 m ² 以上			
	指定可燃物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上			
ガス漏れ火災警報設備	延面積 1,000 m ² 以上 かつ、(1) 項～(4) 項、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ部分の床面積合計 500 m ² 以上		令 21 条の 2		
	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）			
消防機関へ通報する火災報知設備		全て（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）	令 23 条		
非常警報設備（放送設備＋非常ベル等）		全て	令 24 条		
誘 導 灯	全て		令 26 条		
連 結 送 水 管	道路の用に供される部分を有するもの		令 29 条		
非常コンセント設備	地 階	床面積の合計 1,000 m ² 以上	条例34条の15		
自 動 消 火 装 置	地 階	厨房設備の入力合計 350kw 以上	条例 3 条の 4		

注1 駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く（令13条にあっては屋上部分を含む。）。

注2 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注3 令別表第1(1)項～(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途部分が、避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に存する防火対象物で、避難階以外の階から、避難階又は地上に直通する階段が1（屋外階段等を除く。）のもの。

(17) 項〔重要文化財・重要有形民俗文化財等の建造物〕

※(1)項から(16)項までの用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に該当するときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は(17)項の防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までの防火対象物又はその部分であるとみなす。

設 備 の 種 類	設 置 基 準		関係法令	
消 火 器 具	全て		令 10 条	
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの	則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの	
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所	
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所	
	火気使用場所	・火花を生ずる設備のある場所 ・変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所	条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上	則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所	条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）	令 11 条	
	地階を除く階数が 5 以上		[注 1] 条例34条の6	
スプリンクラー設備	階数が 11 以上	11 階以上の階	[注 2] 令 12 条	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）	条例34条の7	
	地盤面からの高さが 31m を超える階			[注 3]
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋 上	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場（泡・粉末）		令 13 条
	道路の用に供する部分	屋上	床面積 600 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)	
		その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)	
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
	駐車のに供する部分 [注 4]	地階・2 階以上の階	床面積 200 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		屋上	床面積 300 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
		機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)	
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8
		・油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所 ・地盤面からの高さが 31m を超える階に存する電気設備のある場所 (不ガス・ハロゲン・粉末)		
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分		床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)	令 13 条
	通 信 機 器 室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)		条例34条の8
地盤面からの高さが 31m を超える階に存する通信機器室等（不ガス・ハロゲン・粉末）				
指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）		令 13 条
冷凍室又は冷蔵室		床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)		条例34条の8
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び2 階の床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上		[注 5] 令 19 条
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による			令 20 条
	敷地内に 2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。）		[注 6] 条例34条の9
自 動 火 災 報 知 設 備	全て			令 21 条
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）		令 21 条の 2
漏 電 火 災 警 報 器	ラスモルタルを使用	全て		[注 7] 令 22 条
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 500 ㎡以上（消防機関へ常時通報することができる電話を設置したものは免除可）			令 23 条
非 常 警 報 設 備 (非 常 ベ ル 等)	収容人員 50 人以上			令 24 条
	地階及び無窓階	当該階の収容人員の合計 20 人以上（対象物全体に設置）		
非 常 警 報 設 備	地階を除く階数が 11 以上			

第7章 用途別消防用設備等早見表

(放送設備 ＋非常ベル等)	地階の階数が3以上			
避難器具	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上		[注9] 令25条
消防用水	敷地面積が 20,000㎡以上	1階及び2階床面積の合計	・耐火建築物15,000㎡以上 ・準耐火建築物10,000㎡以上 ・その他5,000㎡以上	[注10] 令27条
	高さが31mを 超える建築物	延面積 25,000㎡以上（地階を除く。）		
連結散水設備	地階	床面積の合計 700㎡以上		令28条の2
連結送水管	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 6,000㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの			令29条
	屋上	回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場		条例34条の14
非常コンセント設備	地階を除く階 数が11以上	11階以上の階		令29条の2
	地階	床面積の合計 1,000㎡以上		条例34条の15
自動消火装置	高さ31mを 超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上		条例3条の4

注1 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150㎡（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計150㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限（準不燃材料）したものにあつては300㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注2 規則第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

注3 地盤面からの高さが31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいう。

注4 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く。

注5 同一敷地内に、2以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

注6 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。

注8 地階及び無窓階の収容人員の合計が20人以上となる場合は、対象物全体に設置が必要となる。

注9 当該階に避難上有効な開口部（直径1m以上の円が内接できる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内のもの。）を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに階段を算出。（収容人員については、階全体で算定）

注10 同一敷地内に、2以上の建築物（高さが31mを超え、かつ、延べ面積25,000㎡以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000㎡、準耐火建築物にあつては10,000㎡、その他の建築物にあつては5,000㎡でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

(18) 項〔延長 50 メートル以上のアーケード〕

設 備 の 種 類	設 置 基 準			関係法令	
消 火 器 具	少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの			令 10 条	
	無 窓 階	床面積 50 ㎡以上			
	付 加 設 置	少量危険物	令 10 条のうち、危令別表第 3 の数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のもの		則 6 条
		指定可燃物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量以上のもの		
		電気設備	令 10 条のうち、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所		
		多量の火気	令 10 条のうち、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所		
	火気使用場所	・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ・ ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 ・ 可燃性固体類又は可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所		条例 34 条の 4	
大 型 消 火 器	指 定 可 燃 物	令 10 条のうち、危令別表第 4 の数量の 500 倍以上		則 7 条	
	変 電 設 備 発 電 設 備	・ 不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・ 不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・ 油入機器を使用する全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・ 全出力 500kw 以上 1,000kw 未満の発電設備のある場所		条例 34 条の 5	
屋 内 消 火 栓 設 備	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 750 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）		令 11 条	
スプリンクラー設備	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）		令 12 条	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	道路の用に供する部分	その他	床面積 400 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・粉末)		令 13 条
	自動車の修理又は整備の用に供する部分	1 階	床面積 500 ㎡以上(泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	駐車 の用に供する部分 〔注 1〕	1 階	床面積 500 ㎡以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
		機械装置駐車	収容台数 10 台以上(水噴霧・泡・不ガス・ハロゲン・粉末)		
	電 気 設 備	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			条例34条の8
		・ 油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 ・ 油入機器を使用する全出力 1,000kw 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 ・ 全出力 1,000kw 以上の発電設備のある場所 ・ 上記以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所			
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室・多量の火気を使用する部分	床面積 200 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			令 13 条
	通信機器室	床面積 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン・粉末)			令 13 条
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 1,000 倍以上（品名ごとに適応する消火設備）			令 13 条
冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500 ㎡以上(不ガス・ハロゲン)			条例34条の8	
屋 外 消 火 栓 設 備	1 階及び 2 階の 床面積の合計	耐火建築物 9,000 ㎡以上・準耐火建築物 6,000 ㎡以上・その他 3,000 ㎡以上		〔注 2〕 令 19 条	
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の設置基準による			令 20 条	
	敷地内に 2 以上の建築物	同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計 3,000 ㎡以上 (耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。)		〔注 3〕 条例34条の9	
自 動 火 災 報 知 設 備	無 窓 階	床面積 300 ㎡以上		令 21 条	
	道路の用に供する部分	床面積 400 ㎡以上			
	通信機器室	床面積 500 ㎡以上			
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の 500 倍以上			
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取のための設備のあるもの	収容人員 1 人以上（温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けたものを除く。）		令 21 条の 2	
消 防 用 水	敷地面積が 20,000 ㎡以上	1 階及び 2 階床面積の合計	・ 耐火建築物 15,000 ㎡以上 ・ 準耐火建築物 10,000 ㎡以上 ・ その他 5,000 ㎡以上	〔注 4〕 令 27 条	
連 結 送 水 管	全て			令 29 条	

注 1 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出られる構造の階を除く。

注 2 同一敷地内に、2 以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあっては 3m 以下、2 階にあっては 5m 以下である部分を有するものは、1 の建築物とみなす。

注 3 他の固定消火設備等とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備のことをいう。

注 4 同一敷地内に、2 以上の建築物（高さが 31m を超え、かつ、延べ面積 25,000 ㎡以上の建築物を除く。）がある場合で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあっては 3m 以下、2 階にあっては 5m 以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を耐火建築物にあっては 15,000 ㎡、準耐火建築物にあっては 10,000 ㎡、その他の建築物にあっては 5,000 ㎡でそれぞれ除した商の和が 1 以上となるものであるときは、これらの建築物は、1 の建築物とみなす。